兵庫県地域防災計画

(原子力等防災計画)

令和6年11月修正

兵庫県防災会議

兵庫県地域防災計画(原子力等防災計画) R6年11月修正

本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策及び資料編から構成される兵庫県地域防災計画のうち、原子力等防災計画を記載したものである。

目 次

第1編 総 則	
第1節 計画の趣旨	1
第2節 防災関係機関の業務の大綱	<i>\(\alpha \)</i>
第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状	8
第2編 災害予防計画	
第1章 基本方針	17
第2章 応急対策への備えの充実	
第1節 組織体制の整備	19
第2節 研修・訓練の実施	
第3節 情報の収集・連絡体制の整備	
第4節 災害広報体制の整備	
第5節 モニタリング等体制の整備	
第6節 防護措置にかかる体制の整備	29
第7節 県外からの避難者の受入れ体制の整備	31
第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発	33
第3編 災害応急対策計画	
第 1 章 基本方針	35
第2章 迅速な応急活動体制の確立	00
第1節 組織の設置	47
第2節 動員の実施	
第3節 情報の収集・伝達	0.
第1款 災害情報の収集・伝達	60
第2款 通信手段の確保	
第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣	
第5節 民間事業者等との連携	
第6節 専門家への協力要請	
第3章 円滑な応急活動の展開	
第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施	
第1款 災害広報の実施	77
第2款 各種相談の実施	
第2節 モニタリング活動の実施	
第3節 屋内退避等の実施	
第4節 要配慮者支援対策の実施	86
第5節 交通の確保対策の実施	88

	第6節	医療及び健康相談の実施	89
	第7節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	92
	第8節	県外からの避難者の受入れ	95
	第9節	消火・救急救助活動の実施	99
	第10節	放射性物質の不法廃棄等への対応	102
第4級	扁 災害	復旧計画	
	第1節	放射性物質による環境汚染への対処	103
	第2節	環境放射線のモニタリングの実施と結果の公表	104
	第3節	各種制限措置の解除	105
	第4節	風評被害等の影響の軽減	106
	第5節	心身の健康相談体制の整備	107
参考	用語の角	解説	109

第1編総則

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号、以下「原災法」という。)の規定に基づき、兵庫県の地域に係る原子力災害等に関する対策について、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

- (1) 兵庫県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等 の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 災害予防に関する計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画

2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法令等

用語	意味
医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
原災法	原子力災害対策特別措置法
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
放射性同位元素等規制法	放射性同位元素等の規制に関する法律
放射性医薬品規則	放射性医薬品の製造及び取扱規則
臨床検査技師法	臨床検査技師等に関する法律

(2) 施設等

<u>í</u>	
用語	意 味
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する者(核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試
	験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う
	事業者)
原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設(製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉
	施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄
	物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。)
放射性同位元素	放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している
等取扱事業所	事業所
放射性医薬品使	医薬品医療機器等法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医
用施設	薬品を取り扱う施設
放射性物質取扱	原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設
施設	
原子力災害	原災法の適用を受ける災害(原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害)
特定事象	原災法第10条1項に定める事象
原子力緊急事態	原災法第2条第2項に定める事態
管理区域	放射性同位元素等規制法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示
	す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。

(3) 放射性物質等

	用	語	根拠法令	法令に記載されている名称
	核燃料	物質等	核	核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物
	放射性	同位元	同	放射性同位元素、放射性同位元素装備機器
放	素		医	診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備
射				診療機器
性	放射性	医薬品	医	診療用放射性同位元素
物			薬	放射性医薬品
質			臨	検体検査用放射性同位元素
	放射性	汚染物	同	放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染
				された物
放射線発生装置 同		同	放射線発生装置	
			医	診療用高エネルギー放射線発生装置、エックス線装置

^{※「}核」原子炉等規制法、「同」放射性同位元素等規制法、「医」医療法施行規則、「薬」放射性医薬品規則、「臨」臨床検査技師法

3 対象災害

この計画は、以下に掲げる災害又は事案(以下「対象原子力災害等」という。)を対象とする。

本計画での用語	災害又は事案の説明
原子力施設における	県外の原子力施設における事故により放射性物質が環境中に放出され、県民の生命、
事故等	身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
放射性物質の輸送中	放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬
の事故	に使用する容器外に放出され、県民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じる
	おそれがある場合
放射性物質取扱施設	放射性物質取扱施設で放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出され、県民
における事故等	の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
放射性物質の不法廃	放射性物質を取り扱う施設外において放射性物質が発見され、県民の生命、身体及び
棄等	財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合

4 計画の基本的な考え方

(1) 東日本大震災の教訓の反映

東日本大震災において、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故によって放射性物質が環境中に大規模に放出されたことを踏まえ、原子力施設の事故により放射性物質の深刻な漏洩が生じ、環境中に放出される事態を計画の対象に加えることとする。

(2) 国の対策との整合性の確保

原子力施設の安全性については原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、事故発生時にとるべき対策の内容等については、原則として防災基本計画、原子力災害対策指針に従うこととする。

(3) 関西広域連合との連携

福井県に立地する原子力施設で事故が発生した場合には、施設近辺の住民が県域を越えて避難する必要が生じることから、関西広域連合の関西防災・減災プラン(原子力災害対策編)、原子力災害に係る広域避難ガイドラインと整合をとり、連携を図ることとする。

(4) 既存資源の活用

対象原子力災害等に特有の対策を除き、原則として体制、情報伝達手段、避難所等一般的な自然災害への備えを活用して対応することとする。

【原子力災害の特殊性】 (原子力災害対策指針 抜粋)

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- ・ 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、 原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ・ 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに 五感で感じることができないこと。
- 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ・ 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- ・ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので、住民等に対して、 事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応の方が効率的かつ 実効的である。

5 計画の性格と役割

- (1) この計画は、対象原子力災害等に関して、県、市町その他防災関係機関等の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示す。
- (2) この計画は、次のような役割を担う。
 - ① 県、市町その他防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び原子力災害対策の 立案、実施に当たっての指針となること。
 - ② 市町においては、市町地域防災計画を作成する場合に当たっての指針となること。
 - ③ 関係団体や県民においては、原子力災害の特殊性に即した防護活動を円滑に実施するための参考となること。
- (3) この計画は、実効性確保のために訓練を実施し検証を行うとともに、対象原子力災害等の対策に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。
- (4) この計画に特別の定めのない事項については、兵庫県地域防災計画(地震災害対策計画)の規定に準じて 対応することとする。

6 計画の構成

本編の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

第2編 災害予防計画

〔第1章〕基本方針

〔第2章〕応急対策への備えの充実

第3編 災害応急対策計画

「第1章〕基本方針

〔第2章〕迅速な応急活動体制の確立

〔第3章〕円滑な応急活動の展開

第4編 災害復旧計画

参考 用語の解説

第2節 防災関係機関の業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、対象原子力災害等の対策に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

第 1 指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
近畿管区警察局		高速道路における広域的な交通規制の指	
		揮監督	
近畿総合通信局		通信手段の確保	
近畿農政局		応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援	食の安全性に関する広報
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達2 ガソリン・軽油等の供給確保	1 生活必需品、復旧資機材 等の供給に関する情報の収 集及び伝達 2 対象原子力災害等により 影響を受けた中小企業の事 業再開に向けた相談・支援 3 風評被害対策のための対 外情報提供
近畿地方整備局		災害時の道路通行禁止と制限及び道路交 通の確保	
近畿運輸局		 旅客輸送の確保 (代替輸送手段・ルートの確保、情報提供) 貨物輸送の確保 (代替輸送手段・ルートの確保) 3 救援物資等の管理・保管支援 (専門家の派遣等) 	観光に関する風評被害対策
神戸運輸監理部		緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業 者に対する協力要請と調整	
第五管区海上保安本部第八管区海上保安本部(舞鶴海上保安部)		 原子力緊急事態宣言に関する情報の 伝達 避難等の防護措置の実施・支援 海上における放射線モニタリング支援 事故情報の提供 海上における人命救助 海上における消火活動 避難者、救援物資等の緊急輸送 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保
		9 危険物積載船舶等に対する荷役の中 止及び移動の命令	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
大阪管区気象台		気象・地象・水象に関する観測、予報、警	
(神戸地方気象台)		報及び情報の発表並びに伝達	
近畿地方環境事		1 緊急時モニタリングの実施	
務所		2 緊急時モニタリングに必要な資機材	
		等の地方公共団体間の斡旋・調整	

第2 自衛隊

機関名	災害予防対策		災害応急対策	災	害	復	旧	
陸上自衛隊第3師団		1	緊急時モニタリング支援					
(第3特科隊)		2	被害状況の把握					
(第36普通科連隊)		3	避難の援助					
海上自衛隊呉地方隊		4	人員・物資の緊急輸送					
(阪神基地隊)		5	緊急時のスクリーニング及び除染					

第3 兵庫県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
教育委員会	3 4 1 2 2 3 3 1	1 教育施設(所管)の応急対策の実	児童・生徒のこころの
		施	ケアの実施
		2 児童生徒の応急教育対策の実施	
警察本部		1 情報の収集	
		2 救出救助、避難誘導等	
		3 交通規制の実施、緊急交通路の確	
		保	
知事部局	1 県、市町、防災関係機	1 県、市町、防災関係機関の災害応	1 県、市町、防災関
企業庁	関の災害予防に関する事	急対策に関する事務又は業務の総	係機関の災害復旧に
病院局	務又は業務の総合調整	合調整	関する事務又は業務
	2 市町等の災害予防に関	2 市町等の災害応急対策に関する	の総合調整
	する事務又は業務の支援	事務又は業務の支援	2 市町等の災害復旧
	3 防災に関する組織体制	3 災害応急対策に係る組織の設置	に関する事務又は業
	の整備	運営	務の支援
	4 原子力災害に関する知	4 災害情報の収集・伝達	3 県所管施設の復旧
	識の普及・啓発	5 災害情報の提供と相談活動の実	
	5 防災訓練の実施	施	
		6 県民の防護活動に対する支援	
		7 交通の確保対策の実施	
		8 県所管施設の応急対策の実施	

第4 市町

	機	関	名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
Ī	市町			市町の地域にかかる災害	市町の地域にかかる災害応急対策	市町の地域にかかる災害復
	予防の			予防の総合的推進	の総合的推進	旧の総合的推進

第5 指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
独立行政法人国		対象原子力災害等発生時における医療	
立病院機構		救護	
日本赤十字社 (兵		1 対象原子力災害等発生時における	
庫県支部)		警戒区域以外の地域の医療救護	
		2 こころのケア(看護師等による心	
		理的・社会的支援)	
		3 救援物資の配分	
日本放送協会 (神		1 災害情報の放送	被災放送施設の復旧
戸放送局)		2 放送施設の応急対策の実施	
西日本高速道路		有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧
(株)(関西支社)			
阪神高速道路		有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧
(株)(管理本部神			
戸管理・保全部)			
本州四国連絡高		有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧
速道路(株)			
(神戸管理センター)			
(鳴門管理センター)			
西日本旅客鉄道		1 対象原子力災害等発生時における	被災鉄道施設の復旧
(株)		緊急鉄道輸送	
(大阪支社、兵庫		2 鉄道施設の応急対策の実施	
支社、福知山管理			
部)			
西日本電信電話		1 電気通信の疎通確保と設備の応急	被災電気通信設備の災害復旧
(株)(兵庫支店)		対策の実施	
(株)NTTドコモ関		2 対象原子力災害発生時における非	
西支社		常緊急通信	
NTTコミュニケー			
ションズ(株)			
日本通運(株)		対象原子力災害発生時における緊急陸	
		上輸送	
関西電力(株)		1 電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧
関西電力送配電		2 関西電力が運転する原子力発電所	
(株)		において原子力災害が発生するおそ	
		れがあり又は発生した場合の情報提	
		供	
KDDI(株)		電気通信の疎通確保と設備の応急対策	被災電気通信設備の災害復旧
(関西総支社)		の実施	
ソフトバンク		電気通信の疎通確保と設備の応急対策	被災電気通信設備の災害復旧
(株)		の実施	
楽天モバイル		電気通信の疎通確保と設備の応急対策	被災電気通信設備の災害復旧
(株)		の実施	

第6 指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
鉄道等輸送機関		1 対象原子力災害等発生時における	被災鉄道施設等の復旧
山陽電気鉄道(株)		緊急鉄道輸送	
阪急電鉄(株)		2 鉄道施設の災害応急対策の実施	
阪神電気鉄道(株)			
神戸電鉄(株)			
神戸高速鉄道(株)			
神戸新交通(株)			
能勢電鉄(株)			
北条鉄道(株)			
北近畿タンゴ鉄道(株)			
WILLER TRAINS(株)			
智頭急行(株)			
(一財) 神戸住環			
境整備公社			
六甲山観光(株)			
道路輸送機関		対象原子力災害等発生時における緊急	
神姫バス(株)		陸上輸送	
淡路交通(株)			
全但バス(株)			
阪急バス(株)			
(一社) 兵庫県ト			
ラック協会			
道路管理者		有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧
兵庫県道路公社			
芦有ドライブウェイ			
(株)			
放送機関		1 災害情報の放送	被災放送施設の復旧
(株)ラジオ関西		2 放送施設の応急対策の実施	
(株)サンテレビジョン			
兵庫エフエム放送(株)			
一般社団法人兵		対象原子力災害等発生時における医療	外傷後ストレス障害等の被災者
庫県医師会		救護	への精神的身体的支援
公益社団法人兵		1 災害時における医療救護	
庫県看護協会		2 避難所における避難者の健康対策	

第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状

第1 趣旨

兵庫県に係る原子力施設等の現状を把握し、防災対策の参考とする。

第2 内容

1 原子力施設

(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況

原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。

表 発電用原子炉施設等の原子力災害対策重点区域

	施設の種類	重点区域の目安(半径)
発電用原子炉施設		おおむね5km 又は30km (※1参照)
試験研究用等原子	10MW<熱出力≦100MW	5km
武鞅听九州寺原宁 炉施設	2 MW<熱出力≦ 10MW	500m
/广/旭权	熱出力≦ 2MW	
	ウラン235の取扱量が0.08TBq以上	5km
	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満	1km
ウラン加工施設	敷地境界から500m以内での取扱量が 0.008TBq未満	500m
	濃縮又は再転換のみを行うものでウラン23 5の取扱量が0.008TBq未満	_

※1 発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域

区域	重点区域の目安 (半径)	定義
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	おおむね5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重 篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL (緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、 通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異な る水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的 に防護措置を準備する区域
緊急防護措置を準備する 区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	おおむね30km	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急防護措置を準備する 区域

※2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」の重点区域については、発電用原子炉施設と 同様とする。

〇 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況

(令和6年8月現在)

凯罢 孝夕	設置者名 施設名		所 在 地	炉	電気出力	重点区域	県境から
 					(万kw)	(半径)	の距離
	高浜発電所	1 号機	福井県大飯郡高浜町	PWR	82.6	30km	約42km
		2 号機	JJ]]	82.6	IJ	IJ
		3号機	JJ	"	87.0	IJ	"
		4号機	JJ	"	87.0	IJ	"
明玉最五	大飯発電所	1号機(廃)	福井県大飯郡おおい町	PWR	117.5	5km	約52km
関西電力		2号機(廃)	JJ	"	117.5	IJ	"
(株)		3 号機	II]]	118.0	30km	"
		4号機	II	"	118.0	IJ	"
	美浜発電所	1 号機(廃)	福井県三方郡美浜町	PWR	34.0	5km	約82km
		2号機(廃)	"]]	50.0	IJ	"
		3号機	"	"	82.6	30km	"
日本原子力	敦賀発電所	1 号機(廃)	福井県敦賀市	BWR	35.7	5km	約90km
発電(株)		2 号機	IJ	PWR	116.0	30km	IJ

(廃):廃止措置中の原子炉 PWR:加圧水型軽水炉 BWR:沸騰水型軽水炉

〇 兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況

(令和6年8月現在)

設置者名	施設名	所 在 地	炉型	電気出力 (万kW)	重点区域 (半径)	県境から の距離
国立研究開発 法人日本原子	高速増殖原型炉もんじゅ(廃)	福井県敦賀市	FBR	28.0	30km	約87km
力研究開発機構	新型転換炉原型炉ふげん(廃)	福井県敦賀市	ATR	16.5	5km	約90km

(廃):廃止措置中の原子炉 FBR:高速増殖炉 ATR:新型転換炉

〇 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置

(令和6年8月現在)

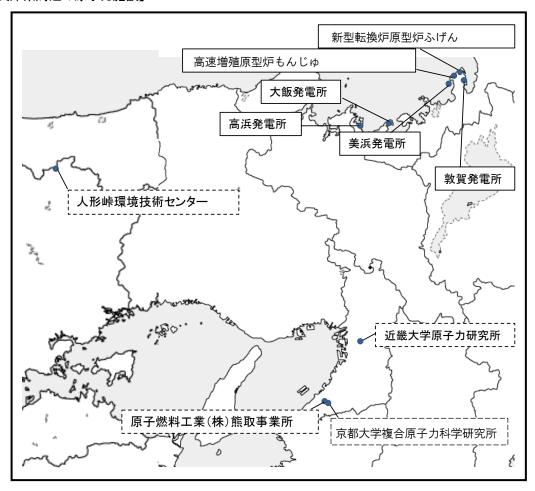
設置者名	施設名	所 在 地	炉型	熱出力	重点区域	県境から
 	旭餀石		炉 笙	(kW)	(半径)	の距離
近畿大学	UTR-KINKI	大阪府東大	濃縮ウラン軽水減速	1W		約15km
型 載 八子	(近畿大学研究用原子炉)	阪市小若江	黒鉛反射非均質型	IVV	_	ポリIOKIII
	KUR		濃縮ウラン軽水減速	5,000	500 m	
	(京都大学研究用原子炉)	大阪府泉南	軽水冷却非均質型	5,000	300111	
京都大学	KUCA	入 败 府 永 南 郡熊取町	連続みことはお除期	0.1		約30km
	(京都大学臨界集合体実験	石印度岩区四丁	濃縮ウラン非均質型	短時間最大	_	
	装置)		(軽水減速及び固体減速)	1		

〇 兵庫県周辺における核燃料加工施設

(令和6年8月現在)

事業所名	所 在 地	濃縮度	年間最大処理能力	処理方法	重点区域 (半径)	県境から の 距離
原子燃料工業(株) 熊取事業所	大阪府泉南 郡熊取町	5%以下	284トンU	棒状加工 (PWR用)	500 m	約30km
(独)日本原子力研究開発 機構 人形峠環境技術セン ター	岡山県苫田 郡鏡野町	5%以下	100\>SWU	ウラン濃縮	-	約42km

【兵庫県周辺の原子力施設】



(2) 被害の想定

① 被害想定の対象

兵庫県に対する危険性の観点から、福井県内の原子力発電所において大規模な災害が発生した場合を想定する。

② 原子炉施設で想定される放射線の放出

原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。)においては、多重の物理的防護壁が設けられているほか、大規模な自然災害や火災・内部溢水・停電等によるシビアアクシデントを防止するために、津波防護壁や防潮扉の設置、非常用電源の強化などの対策がとられている。さらに、万一シビアアクシデントが発生しても、炉心損傷の防止、格納容器の閉じ込め機能等の維持、放射性物質の拡散抑制のための対策がとられている。これらの深層防護が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(以下「エアロゾル」という。)等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「プルーム」という。)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

③ 本計画が前提とする災害

兵庫県は、原子力災害対策重点区域には入っていないが、不測の事態にも対処できるよう、予期されない事態によって原子力施設の格納容器等の大規模な損壊に至る事態を仮定して本計画を作成する。

災害の発生場所	福井県内の原子力発電所
災害の内容	何らかの原因で原子力発電所から大量の放射性物質が環境中に放出される事態
災害の規模	兵庫県内において飲食物の摂取制限、屋内退避等の緊急防護措置を講ずる必要が生じる規模

2 放射性物質の輸送

(1) 現状

放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射能量に応じて輸送容器が区分されている。

【輸送物の種類】

		主な	2用途
種類	概 要	核燃料物質	放射性同位元素
		核原料物質	放射性医薬品
IP輸送物	放射能濃度が低いものなど、危険性が比較的	低レベル放射性廃棄	低レベル放射性廃棄物
	小さいものに限定することで安全性を確保	物、未照射天然ウラン、	
	する輸送物	原子炉廃材 等	
L型輸送物	1 輸送物中の放射性物質の収納量を極少量	微量の放射性資料等	微量の線源 (放射性同位
	に制限することにより、その危険性を極めて		元素装備機器、放射線照
	小さなものに抑えたもの		射器具、放射性医薬品、
			実験用トレーサー等)
A型輸送物	1 輸送物中の放射性物質の収納量を一定量	原子力発電所用の新燃	放射線照射装置の密封
	に制限するとともに、通常予想される出来事	料集合体、六フッ化ウ	線源、放射線応用計測器
	(降雨、振動、取扱中の衝撃) に対する強度	ラン、二酸化ウラン等	の密封線源 等
	を持たせたもの		
B型輸送物	1 輸送物中に大量の放射性物質を収納して	使用済核燃料、高レベ	放射線照射装置の密封
	いるので、輸送中に遭遇する大事故(火災、	ル放射性廃棄物、MO	線源、放射性医薬品の原
	衝突、水没等)にも十分に耐えられるように、	X燃料集合体 等	料等
	極めて強固な放射性輸送物としたもの		

放射性物質の輸送は、全国で年間約28万回実施されており(H20国土交通省)、兵庫県内においても医療用線源や核燃料物質の輸送が行われている。このうち、B型輸送物及び強化セキュリティレベルに係るA型輸

送物の輸送については事業者等が県公安委員会に届け出る必要があるが、セキュリティ上、輸送ルートや日時は非公開とされている。

(2) 過去の災害事例

発生時期	発生場所	事案の概要
S 46.8	大阪府	非破壊検査用イリジウムを運搬中、落ちた線源ホルダーを従業員が素手で扱い、
		被ばくした。
S 50. 4	山口県	非破壊検査用イリジウムを運搬中、雨のため車がスリップし、車がガードレール
		に接触して線源容器が車から路上に落ちた。線源の漏えい及び汚染等はなかった。
S 50. 9	大分県	セシウム137の密度計を運搬中のトラックが居眠り運転で民家の塀に衝突した。密
		度計に異常はなかった。
S 58.8	茨城県	放射性物質を輸送中のコンテナ車が盗難にあい、一部の物質が回収できなかった。
S 60.8	群馬県	L型輸送物74個、A型輸送物18個を積載した旅客機が墜落し、一部の輸送物が行
		方不明となった。調査の結果、環境への影響はないことが確認された。
H20. 9	京都府	L型輸送物(リン32、1ml)が運搬中所在不明となった。

※原子力安全委員会、原子力規制委員会による。

(3) 被害の想定

L型輸送物、A型輸送物及びIP輸送物は、万一収納物の漏えいが生じた場合でも一般公衆の被ばくが定められた線量の限度を超えないよう、収納物の放射能の量、放射線量率が制限されている。また、B型輸送物は、収納する放射能の量が多いため、極めて頑丈な輸送容器で安全性を担保することとされている。

一方で、輸送にあたっては、輸送物の種類に応じ、放射性物質である旨の標識を付け、関係書類や測定機器、保護具を携行することとされており、B型輸送物の一部については専門家の同行が義務づけられているなど、事故発生に備えた対策も講じられている。

さらに、原災法では、事業所外運搬時に容器から 1 m離れた場所において100 μ Sv/h 以上の放射線量が検出された場合には、原子力事業者が国、県、市町へ通報することとされ(特定事象)、10 m Sv/h 以上の放射線量が検出された場合には原子力緊急事態宣言が予定されている。

そのため、本計画では交通事故等により放射線が容器外に漏れ、原子力緊急事態に至る場合を想定する。

災害の発生場所	兵庫県内
災害の内容	輸送中の事故、自然災害による被災等による放射能の容器外への漏えい
災害の規模	原子力緊急事態に至る災害

3 放射性物質の取扱施設

(1) 兵庫県における立地状況

① 核燃料物質の使用許可を受けている施設

原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は8施設となっている(原子力規制庁、R6.7.1現在)。 いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務 づけられていない。

【市町別事業所数】

神戸市	尼崎市	三田市	姫路市	佐用町	計
2	2	2	1	1	8

② 放射性同位元素等使用事業所

325事業所が所在している(原子力規制庁、R6.3.31現在)。

【使用事業所の機関別内訳】

医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計
48	8	12	221	36	325

【市町別事業所数】

市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数
神戸市	95	たつの市	3	養父市	2	神河町	0
姫路市	37	赤穂市	4	丹波市	4	市川町	0
尼崎市	29	西脇市	3	南あわじ市	1	福崎町	1
明石市	12	宝塚市	10	朝来市	3	太子町	0
西宮市	21	三木市	0	淡路市	0	上郡町	5
洲本市	3	高砂市	13	宍粟市	1	佐用町	2
芦屋市	0	川西市	4	加東市	3	香美町	0
伊丹市	19	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	1
相生市	3	三田市	3	多可町	0		
豊岡市	8	加西市	6	稲美町	0		
加古川市	17	丹波篠山市	1	播磨町	7		

③ 放射性医薬品使用施設

52施設が所在している((公社)日本アイソトープ協会、R5年度。②の施設と重複あり。)。

(2) 過去の災害事例

① 自然災害による被害事例

国内の地震による被害では施設周辺環境に基準を超えた放射性汚染や放射線漏洩は報告されていない。

災害名	時期	事 例	出所
阪神・淡路大震災	H 7	非密封の放射性物質の入ったビン等が倒れ、中の溶液がこぼれ	(社)日本ア
		た事例が3件報告されているが、施設外に放射線障害を発生さ	イソトープ
		せるような被害は生じていない。	協会
東日本大震災	H23	文部科学省が約250事業所を調査したところ、1件の所在不明	原子力規制
		が判明した。	委員会

② その他の事故事例

最近の全国の事故発生状況は次のとおりである(原子力規制委員会)。従業員等が被ばくした事例も報告されている。

【最近の事故の発生状況】

年度 型別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
紛失・誤廃棄・盗取	0	1	1	3	1	4	3	2	0	2	3	20
被ばく	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	4
汚染・漏えい	4	1	1	0	1	3	1	0	2	2	2	17
その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	4	2	2	4	2	7	5	3	2	5	6	42

【兵庫県内の事例】

発生時期	発生場所	事案の概要
S 60. 3	神戸市	病院改築の際、ラジウム226の保管庫が発見され、保管庫内の引き出しの一部に汚染
		が検出された。
Н3.2	神戸市	ガスクロマトグラフに放射性ニッケル線源を装備したまま誤って廃棄し、線源を紛失
		した。
H12.10	神戸市	大学の非管理区域のキャビネットから未届けのガスクロマトグラフ用線源が発見さ
		れた。線量計測等により被ばく等のおそれのないことを確認した。
H16.10	神戸市	大学において、許可を受けている以外の研究室で放射性同位元素の使用及び保管を行
		っていた。汚染は検出されなかった。
H18	丹波市	会社の解散、経営者の死亡後、トリウムを含む核原料物質モナザイト5 t が工場跡に
		残され、経営者の遺族が文部科学省、県等に管理と処分の方策を相談した。
R3. 5	姫路市	エックス線による測定装置を点検していたところ、装置からエックス線が漏れてお
		り、作業員の被ばくが判明した。

※原子力安全委員会、原子力規制委員会等による。

(3) 災害の想定

県内の放射性物質取扱施設は、取り扱っている放射性物質の量が少ないため、災害による被災や火災等によって施設外に放射能が漏れるおそれは小さいと考えられる。

しかしながら、消火や救助活動にあたって不用意に線源に近づくことにより、消防職員等が被ばくするお それがあるほか、火災や爆発によって放射性物質が飛散する可能性もある。

そのため、本計画では、放射性物質取扱施設における事故により施設敷地外まで放射性物質あるいは放射 線が放出される事態を想定する。

災害の発生場所	放射性物質取扱施設
災害の内容	自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく傷病者等*の発生
災害の規模	施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が
	必要となる規模

※放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等(それらの疑いのある者を含む。)

4 放射性物質の不法廃棄等

(1) 過去の災害事例

① 国内の状況

放射性物質は、運搬中を除き、基本的に関係法令により許可を受け又は届出を行った事業所の外で放射 性物質が発見されることはない。

しかしながら、全国的に見ると毎年のように放射性同位元素の紛失・誤廃棄が発生しており、関西においても想定外の場所で放射性物質が発見され、大きな問題となった事例もある。

【関西における事例】

発生時期	発生場所	事案の概要
H12. 5	兵庫県	業者が製鉄所に搬入しようとしていたスクラップから、放射線を放出する鉛容器
	神戸市	が発見され、鉛容器表面で、最大で約1400 μ Sv/hの放射線を検出した。後日、容
		器の内容物はラジウム226密封線源(針)であることが判明し、警察の捜査により、
		和歌山県内の医療機関が所持していた医療用のラジウム針であることが判明し
		た。

発生時期	発生場所	事案の概要
H12.12	大阪府	医薬研究所の研究員が、放射性物質であるヨウ素125等を無断で持ち出し、JR高
	高槻市	槻駅コンコースにばらまいた。消防職員が現場周辺を立入禁止にし、府警は化学
		捜査の特殊部隊を出動させた。少量であったため、人体に直接の影響はなかった。
H25. 3	滋賀県	鴨川琵琶湖流入付近の河川敷および隣接民有地に、無断で産業廃棄物である放射
	高島市	性セシウム(最大3,900Bq/kg)に汚染された木くず約310立方メートルが敷設され
		るとともに、木くず入り大型土のう77袋(約77立方メートル)が放置された。

※原子力安全委員会、原子力規制委員会等による。

(2) 災害等の想定

放射線は目に見えないため、放射性物質が管理区域外で発見されることはまれである。しかしながら、福島第一原発事故以降、民間団体や個人で線量計を購入して空間線量を計測するケースも増えており、思わぬ場所で発見されることは十分考えられる。また、放射性物質のまきちらしや爆破など、犯罪やテロに使われる可能性もある。

本計画では、管理区域外での放射性物質の発見、故意の廃棄・まきちらし等を想定するが、これらの事態については発生場所や規模をあらかじめ想定しておくことは困難である。

原子力等防災計画 第1編 総則 第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

第1章 基本方針

対象原子力災害等に対処するため、災害予防計画は、次の考え方をもとに作成する。

第1 県が行う対策

対象原子力災害等への備えは、原子炉等規制法、放射性同位元素等規制法等の関係法令に基づき、国及び事業者において万全を期すべきものであるが、発生時の事態の重大性に鑑み、国及び事業者の役割を明確にしつつ、 県においても災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための備えを平時から行うこととし、その内容を明示する。

- ① 原子力施設の事故により県域において避難・一時移転が必要となる可能性は小さいことから、基本的に 自然災害に備えて整備した防災体制や防災施設・設備の有効活用を図ることとする。
- ② 兵庫県には原子力災害対策重点区域が存在せず、関西全体で見ても原子力災害対策の人材・防災資機材 は福井県に偏在している状況にあることから、人材及び防災資機材の確保等については、国、指定公共機 関、原子力事業者等との連携による対応を図ることとする。
- ③ 福島第一原発事故の際、関西においても食品やがれきの放射線が問題となったことから、放射線測定等について、安全確認のための一定の体制を確保することとする。
- ④ 放射性物質の輸送中の事故や放射性物質取扱施設における災害に備え、対策要員用資機材の整備を図る こととする。
- ⑤ 災害発生に備えた県民に対する情報提供、原子力災害に関する知識の普及啓発を明示する。

【原子力災害対策指針における防護措置】

1 UPZ外の防護措置

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出された場合には、施設側の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国がUPZ外の一定の範囲(原子力施設から同心円を基礎として行政区域単位等を考慮して設定される)に屋内退避を指示する。

重点区域外の地方公共団体は、屋内退避の指示を住民等に対して確実に伝達するため、防災行政無線等の既存の災害時情報伝達手段を活用することとされている。

2 緊急時モニタリング体制

重点区域外においても屋内退避が必要となった場合には、国が重点区域外について広域で走行サーベイや航空機モニタリング等を実施し、速やかに空間放射線量率を測定することとなっている。

また、原子力事業者は、国の緊急時モニタリングセンターが行う重点区域外の空間放射線量率測定に積極的に協力することが求められている。

(参考:平成27年3月4日 原子力規制庁「UPZ外の防護対策について」)

第2 国が行う対策

- ① 事業者に対する安全規制を徹底し、事業所等の安全性の確保に努める。
- ② 関係法令の規定に基づき、予防対策の実施のために必要な措置を講ずる。
- ③ 法令による権限を適切に行使するほか、法令の規定による事業者の予防対策が円滑に行われるよう、事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。

第3 原子力事業者が行う対策

- ① 法令の規定に基づき、事業所等の安全性の確保に万全を期す。
- ② 法令の規定に基づき、対象原子力災害等の発生の防止に関し万全の措置を講ずる。

[参 考]

1 原子力防災(予防対策)に係る主な法令

法令	主な規定	申請先等
原子炉等規制法	・原子力施設の設置等の指定、許可、申請	原子力規制委員会
	・施設の設計及び工事の方法の認可、施設定期検査	
	・核燃料物質等の使用の許可	
	・保安規定・核物質防護規定の作成	
	・原子炉主任技術者、核物質防護管理者の専任等	
原災法	・原子力事業者が行う予防対策	
	(防災業務計画の策定、原子力防災組織の設置、原子力防災管理	
	者の専任、放射線測定設備の設置、放射線障害防護用器具・非常	
	用通信機器その他の資材又は機材の備え付け)	
放射性同位元素	・放射性同位元素等の使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の	原子力規制委員会
等規制法	届出並びに廃棄の業の許可	
	・放射性同位元素装備機器の設計承認 等	
	・放射線取扱主任者の選任	
	・放射線障害予防規定の届出	
	・放射線及び汚染状況の測定等	
医療法 • 同法施	・エックス線装置等を備えたときの届出	知事
行規則	・注意事項の掲示、使用の場所等の制限、管理区域の設定、放射	
	線診療従事者・患者等の被ばく防止、放射線量の定期計測 等	
医薬品医療機器	・放射性医薬品を取り扱う薬局の開設申請	知事
等法·同法施行	・放射性医薬品を取り扱う製造業の許可申請	地方厚生局長又は知事
規則	・放射性医薬品を取り扱う一般販売業の許可申請	知事、保健所設置市の長
放射性医薬品製	・製造業者等が遵守するべき事項(注意事項の掲示、被ばく予防	
造及び取扱規則	等)	
臨床検査技師法	・衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとする場合	知事、保健所設置市の長
	等の届出	

2 放射性物質輸送の安全規制に係る主な法令

	陸上輸送	海上輸送	航空輸送
核燃料物質	• 原子炉等規制法	• 船舶安全法	・航空法・同法施行規則
	・核燃料物質等の工場又は事業所の	・ 危険物船舶運送及び貯蔵規則	・航空機による放射性物
	外における運搬に関する規則	・船舶による放射性物質等の運	質等の運送基準を定
	• 核燃料物質等車両運搬規則	送基準の細目を定める告示	める告示
放射性同位	放射性同位元素等規制法・同法施	・船舶による危険物の運送基準	
元素等	行規則	を定める告示	
	• 放射性同位元素等車両運搬規則		
放射性医薬	• 医薬品医療機器等法		
品	放射性医薬品の製造及び取扱規則		
	・放射性物質等の運搬に関する基準		

第2章 応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

[実施機関:指定地方行政機関、県危機管理部、県警察本部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の平時からの防災組織体制について定める。

第2 内容

1 県の防災組織体制

県は、県域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めることとする。

(1) 兵庫県防災会議

① 設置根拠

災害対策基本法第14条

② 組織及び運営

災害対策基本法、兵庫県防災会議条例及び兵庫県防災会議運営規程の定めるところによる。

③ 所掌

兵庫県地域防災計画の修正及びその推進 等

2 県の災害対策要員等の確保体制

県は、対象原子力災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努める こととする。

(1) 24時間監視・即応体制の確立

県は、災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における職員の当直(日直・宿直)体制を実施することとする。

防災監は、当直職員を指揮する防災責任者を指定することとする。

また、災害緊急事態に備え、指定要員及び業務要員(災害待機宿舎に入居する要員)による待機体制を実施することとする。

	要員の種類	職務内容等
指	防災担当	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。
定	指定要員	・危機管理部の職員から防災監が指定する。
要	部局指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。
員		・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。
業務要員・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。		・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。

(2) 災害対策要員等への連絡手段の確保

県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。

○災害時優先携帯電話携行者

知事(災害対策本部長)

副知事、防災監(副本部長)

会計管理者、技監、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、

警察本部長(本部員)、防災担当指定要員(危機管理部次長等)

○携帯電話等携行者

局長、教育次長、課室長

危機管理部職員

指定要員、業務要員、災害対策本部連絡員(各部長が指名し、各部と事務局との連絡調整及び各部内の連絡調整等にあたる者)

(3) 災害対策本部員の招集手段の確保

災害発生時に交通が途絶したときは、警察活動に支障がない限りにおいて、災害対策本部員のうちあらか じめ指定された者をパトカー等により搬送することとする。

(4) 職員の体制

県は、災害発生時における職員の体制につき、以下の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対して定期的な訓練を通じ、周知徹底を図ることとする。

- 参集基準
- ② 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、緊急通報システムを使った参集体制
- ③ 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法の周知
- ④ フェニックス防災システム端末の使用方法の習熟

3 原子力防災に係る専門家との連携

県は、対象原子力災害等発生時に、専門的、技術的な立場から助言を求められるよう、専門家や専門機関と の連絡体制を整備することとする。

4 市町の防災組織体制

市町は、当該市町域における防災対策の推進のため、平時から、市町防災会議をはじめ、防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。

5 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めることとする。

6 災害時の協定を通じた連携

県及び市町は、災害時に関西広域連合等の締結している災害時の相互応援協定等を活用できるよう、平時から協定締結先との連携に努めることとする。

[参考: 関西広域連合と民間事業者との協定]

協定締結日	協定元	協定先	協定内容
平成23年9月~	関西広域連合	コンビニ、外食事業者等	帰宅困難者への水道水やトイレな
			どのサービスの提供
平成25年2月25日	関西広域連合	プ゚ロクター・アント゛・キ゛ャンフ゛ル (P&G)・	救援物資の提供及び調達
		ジャパン	
平成25年3月5日	関西広域連合	ヘリコプター事業者(6社)	災害等緊急時におけるヘリによる
	近畿2府7県		物資・人員の輸送
平成25年3月27日	関西広域連合	近畿旅客船協会	災害発生時の人員や物資の運搬に
		神戸旅客船協会	船舶を利用
平成25年3月29日	関西広域連合	阪神・淡路まちづくり支援機構	災害発生時の地域の復興に向けた
			まちづくりに関する専門相談等

協定締結日	協定元	協定先	協定内容
平成25年8月29日	関西広域連合	関西ゴルフ連盟	危機発生時においてゴルフ場施
		徳島県ゴルフ協会	設における支援
平成27年5月17日	関西広域連合	ライオンズクラブ国際協会335複合地区	ボランティアに対する支援
平成27年8月17日	関西広域連合	近畿2府8県放射線技師会、日本放	原子力災害時の放射線技師の派
	近畿2府8県	射線技師会	遣
平成27年8月17日	関西広域連合	近畿2府8県宅建業協会、全日本不	大規模広域災害時の民間賃貸住
	近畿2府8県	動産協会近畿2府8県本部、全国賃	宅の被災者への提供等
		貸住宅経営者協会連合会、日本賃	
		貸住宅管理協会	
平成27年12月2日	関西広域連合	近畿2府8県バス協会	広域避難時のバス等の提供
	近畿2府8県		
平成28年8月28日	関西広域連合	日本青年会議所近畿地区協議会	物的支援、被災地ボランティア
			センターに対する人的支援等
令和2年3月19日	関西広域連合	トヨタL&F近畿(株)、トヨタL&F	基幹的物資拠点及び府県市圏域
	近畿2府6県	兵庫(株)、トヨタL&F奈良(株)、	の物資拠点、備蓄拠点等の運営
	4政令市	トヨタL&F和歌山(株)、トヨタL	に必要なフォークリフトの提供
		&F岡山(株)、トヨタL&F徳島(株)	
令和2年3月26日	関西広域連合	西日本電信電話(株)、関西電力	道路啓開及びライフライン設備
	近畿2府6県	(株)、大阪ガス(株)	等の復旧事業における連携・協
	4政令市		カ
令和4年3月24日	関西広域連合	近畿地区連合獣医師会	災害時における愛玩動物への救
			護活動等

第2節 研修・訓練の実施

[実施機関: 県危機管理部、市町]

第1 趣旨

対象原子力災害等の対策に関する研修・訓練等について定める。

第2 内容

1 研修の実施

県及び市町は、対象原子力災害等の対策業務に携わる者の充実・育成を図るため、対象原子力災害等の対策に関する次に掲げる事項について研修を実施することとする。なお、研修の実施方法として、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用することとする。

- ① 対象原子力災害等の対策体制及び組織に関すること
- ② 対象原子力災害等の内容とその特性に関すること
- ③ 放射線による健康への影響及び放射線防護(放射線防護に係る指標を含む)に関すること
- ④ モニタリング実施方法及び放射線測定機器に関すること
- ⑤ 防災対策上の諸設備に関すること
- ⑥ 緊急時に県、国、原子力事業者等が講ずる対策の内容に関すること
- ⑦ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑧ 避難退域時検査、原子力災害医療(応急手当を含む)に関すること
- ⑨ その他緊急時の対応に関すること

2 訓練の実施

(1) 防災訓練への取り入れ

県及び市町は、対象原子力災害等に係る訓練を、防災訓練の一項目として取り入れるよう努めることとする。また、国及び近隣府県が企画・実施する訓練に、必要に応じて参加することとする。

(2) 実戦的な訓練の工夫と事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、必要に応じ国や原子力事業者の協力を求め、現場における判断力の向上や、迅速・的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫することとする。

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、検証項目を定めて行うこととする。また、訓練終了後は、専門家も交え、災害対策の改善点を検証するとともに組織の意思決定や指揮命令について確認し、対象原子力災害等に対する防災体制の改善に取り組むこととする。

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うこととする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 研修の実施内容
- (3) 防災訓練の実施内容(防災関係機関との連携等)
- (4) 自主防災組織等への防災訓練に関する指導
- (5) その他必要な事項

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

〔実施機関: 県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

災害時の情報収集・連絡体制と通信手段の確保等について定める。

第2 内容

1 防災関係機関との連携体制の整備

(1) 国·原子力施設立地県等

県は、平常時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築することとする。 また、立地県等との間で、原子力発電所等における異常事態発生時の連絡方法を定めるなど、情報収集・ 共有体制の整備・充実に努めることとする。

(2) 原子力事業者

県は、関西広域連合が原子力事業者と締結した「原子力発電所に係る情報連絡及びエネルギー対策の促進に関する覚書」等に基づき、通常時・緊急時における原子力事業者からの通報体制を構築することとする。 【関西広域連合と原子力事業者の覚書】

「原子力発電所に係る情報連絡及びエネルギー対策の促進に関する覚書」

(平成24年3月3日 関西電力(株))

「原子力発電所に係る情報連絡に関する覚書」(平成24年3月30日 日本原子力発電(株))

「原子炉施設に係る情報連絡に関する覚書」(平成24年3月30日 独立行政法人日本原子力研究開発機構)

(3) 警察・消防・医療機関

県は、平常時から警察・消防・医療機関等と連携し、緊急時における情報が伝達できるための体制を構築することとする。

(4) 市町

市町は、県との連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努めることとする。

(5) 連絡要員の指定・連絡体制の整備

県は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておくこととする。また、夜間休日等にも対応できるよう、連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておくこととする。

2 関係機関との通信手段

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、国、近隣府県、市町等防 災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努めることと する。

緊急情報ネットワークシス	総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用した緊急情報等の一斉同報シス	
テム (Em-Net)	テムを運用し、国との情報伝達ルートを確保する。	
災害情報共有システム	地方自治体などが発信する地域(Local)の災害情報を集約し、テレビやネッ	
(L-アラート)	ト等の多様なメディアを通して地域住民に一斉配信する。	
消防防災無線等	マイクロ回線等による消防防災無線等を運用する。	
	県(災害対策課・消防保安課)- 消防庁(消防防災無線)	
	県(災害対策課) – 内閣府(中央防災無線)	
	県(警察本部) – 警察庁(警察無線)	
兵庫衛星通信ネットワーク	地域衛星通信ネットワークを活用し、消防庁、東京事務所、各都道府県、県	
	内市町・消防本部等との通信を確保する。	
地上系防災行政無線	地上系多重回線により県庁及び土木事務所等地方機関の通信を確保する。	
	県内全域をカバーする移動系無線(車載型及び携帯型無線機)を運用する。	

通信事業者回線等	① 災害時優先電話	
	災害時優先電話をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。	
	② 自衛隊とのホットライン	
	陸上自衛隊第3師団(伊丹)、第3特科隊(姫路)、海上自衛隊阪神基	
	地隊(神戸市東灘区)との間に手回し発電式電話を設置する。	
	③ 警察電話	
	県庁内に設置されている警察電話(災害対策課、消防保安課、災害対策	
	本部室等)を緊急時に活用する。	
	④ 非常通信	
	近畿地方非常通信協議会の活動を通じて電波法第52条の規定に基づく非	
	常通信の活用を図る。	
フェニックス防災システム	市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、管区海上保安本部、県関係機	
(災害対応総合情報ネット	関、ライフライン事業者等を結び、関係機関相互の情報収集、伝達を図る。	
ワークシステム)		
市町とのテレビ会議システ	フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、	
Д	市町、県民局・県民センター等複数拠点とのテレビ会議を実施する。	

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) フェニックス防災システムの活用
- (2) 防災行政無線の整備・運用
- (3) インターネット版防災情報提供システムの活用
- (4) その他必要な事項

第4節 災害広報体制の整備

〔実施機関: 県総務部、県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

対象原子力災害等の発生時に、県民へ的確な情報提供ができるよう、必要な体制を整備する。

第2 内容

1 県民等へ広報体制の整備

(1) 広報項目の整理

県は、国及び市町と連携し、県民等に提供すべき情報の項目について整理することとする。なお、あらか じめ文例を用意しておくことが望ましい。

【情報提供項目】

- ① 原子力施設の状況 (緊急事態区分)
- ② 放射性物質の放出状況
- ③ 県内の放射線量の変化
- ④ とるべき防護措置の内容

〇 屋内退避の注意喚起に係る広報文例

○○時○○分頃、○○原子力施設において放射性物質が周辺の地域に放出される事故が発生しました。

現在のところ、県内においては大気中の放射線量に変化はありません。

今後、原子力施設の状況や風向きによっては、屋内退避が必要となる場合がありますので、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報にご注意ください。

〇 避難指示に係る広報文例

○○時○○分頃、○○道路○○付近において核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。 今後、この地域では放射性物質による汚染が予想されますので、○○地区の住民は直ちに屋内に退 避(コンクリート屋内へ退避、○○地区へ避難)してください。

(2) 通信手段の整備

県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線を整備するとともに、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、要配慮者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。

[主な情報伝達手段]

- ○防災行政無線(同報系)の屋外拡声器や戸別受信機
- ○電話、ファクシミリ
- ○携帯電話・スマートフォン

(ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム等)

- ○インターネット(県・市町ホームページ、フェイスブック、ツイッター等)
- ○地域メディア (CATV, コミュニティFM 等)
- ○サイレン、半鐘(特に緊急を要するとき)
- ○広報車
- ○放送事業者(テレビ、ラジオ)との連携(L-アラートの活用、協定に基づく緊急放送の実施等)
- ○自主防災組織等人的ネットワークによる連絡
- ○アマチュア無線等情報ボランティアの協力

原子力等防災計画 第2編 災害予防計画 第2章 応急対策への備えの充実 第4節 災害広報体制の整備

(3) 県民相談窓口の整備

県は、国、市町と連携し、県民等からの問い合わせに対応する県民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めることとする。

2 要配慮者等への情報伝達

市町は、要配慮者(高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者)及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速 かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する 情報伝達体制の整備に努めることとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施主体
- (2) 住民に提供すべき情報の内容
- (3) 要配慮者等への情報伝達方法

第5節 モニタリング等体制の整備

[実施機関:県危機管理部、県保健医療部、県環境部]

第1 趣旨

放射性物質の放出による県内の環境への影響を把握するため、モニタリング等の実施に必要な体制を整備する。

第2 内容

1 モニタリングによる監視の実施等

(1) 平常時のモニタリング

県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定する環境放射能水準調査実施計画書に基づき、 平常時から環境放射線のモニタリングを実施することとする。

また、防護措置の基準となる空間放射線量率については、モニタリングポストにより常時監視することとする。

【環境放射能水準調査実施計画】

- · 空間放射線量率 (通年連続)
- · 降下物 (年12回)
- ・大気浮遊じん(年4回)
- · 水道水、土壤、精米、野菜類、牛乳、魚類(年1回)

(2) 緊急時のモニタリングの強化

県は、原子力施設等で放射線の放出を伴う事故等が発生したときは、国の指示に基づき、環境放射線のモニタリングの強化を行うこととする。

2 体制の整備

(1) 機器等の整備・維持

県は、平常時・緊急時のモニタリングを行うため、国に対して高線量も測定可能なモニタリングポストの 増設を求めるとともに、環境放射線のモニタリングに必要な機器等の整備・維持に努めることとする。

【モニタリングポストの設置場所】

施設名	所在地			
県立工業技術センター	神戸市須磨区			
尼崎総合庁舎	尼崎市			
姫路総合庁舎	姫路市			
豊岡総合庁舎	豊岡市			
柏原総合庁舎	丹波市			
洲本総合庁舎	洲本市			

(2) モニタリングポストの測定結果の公表

県は、常時、モニタリングポストの測定結果を国へ送信し、国が各都道府県の状況をホームページにおいて公表する。

(3) 複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストからの情報が入手できなくなる恐れがあることから、県は、万一モニタリングポストが稼働しない場合に備え、サーベイメーター等による測定等を実施することができるよう体制を整備することとする。

(4) 食品の放射性物質簡易検査体制の整備

県は、上記放射能水準調査により実施する項目以外の食品の放射性物質による汚染を検査するため、各健 康福祉事務所及び県立健康科学研究所に簡易測定機器(ベクレルモニター)を整備することとする。

(5) 飲料水の検査体制の整備

県、市町、水道事業者、水道用水供給事業者は、飲料水のモニタリングが実施できる体制を整備することとする。

原子力等防災計画 第2編 災害予防計画 第2章 応急対策への備えの充実 第5節 モニタリング等体制の整備

3 関係機関との協力体制の整備

県は、国、原子力事業者、市町、消防本部、立地県等と緊急時のモニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備することとする。

県は、(公財)高輝度光科学研究センター等の公的研究機関及び(公社)兵庫県放射線技師会等の技術者団体など、放射線モニタリング実施体制を整備している機関との間と、緊急時モニタリングに係る協力体制を構築するよう努めることとする。

【協定締結状況】

「緊急時モニタリングの実施等における協力に関する協定」

((公財)高輝度光科学研究センター) (H15.1.23)

・「緊急時モニタリングの実施等における協力に関する協定」

((公社)兵庫県放射線技師会) (H17.10.3)

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) モニタリング情報の収集方法

第6節 防護措置にかかる体制の整備

[実施機関: 県総務部職員局、県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、病院局、県教育委員会、県警察本部、 自衛隊、市町、消防機関、医療機関、指定公共機関]

第1 趣旨

防護措置を実施するための体制整備について定める。

第2 内容

1 情報収集・伝達体制の整備

県及び市町は、防護措置の必要性を判断するための情報を迅速に収集し、必要に応じて防護措置の指示を住 民等に伝達する体制を整備することとする。

2 活動用資機材の整備

県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。

【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】

(令和6年4月1日現在)

種 類	数量	種類	数量
放射線防護服	89	放射線測定器(空間線量計)	
放射性ヨウ素対応吸収缶	634	電離箱式	27
ポケット線量計	876	GM計数管式	184
中性子線測定可能なもの	(29)	シンチレーション式	5
		中性子線用	7

【県が保有している資機材】

(令和6年4月1日現在)

Extend profit de la discipation		(10110 1 17)	
種 類	数量	種類	数量
放射線防護服	0	放射線測定器(空間線量計)	
放射性ヨウ素対応吸収缶	0	電離箱式	3
ポケット線量計	0	GM計数管式	0

[※]県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。

3 避難所の指定

市町は、避難所を指定し、その施設、設備の整備に努めるとともに、運営体制の整備を図ることとする。その内容は、兵庫県地域防災計画(地震災害対策計画)第2編第2章第11節「避難対策の充実」によることとする。

4 要配慮者避難支援体制の整備

市町は、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者の防護措置について、迅速かつ的確に実施するための体制を整備することとする。その内容は、兵庫県地域防災計画(地震災害対策計画)第2編第2章第16節「要配慮者支援対策の充実」によることとする。

5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備

(1) 資機材の整備

県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。

第6節 防護措置にかかる体制の整備

【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】

(令和6年4月1日現在)

種類	数量	種 類	数量
被除染者用簡易衣服	215	表面汚染検査計	
除染剤散布器	29	GM計数管式	100
除染シャワー	34	シンチレーション式	3

【県が保有している資機材】 (令和6年4月1日現在)

県では保有していない。

※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。

(2) 応援体制の確保

県は、大規模な避難・一時移転が必要となった場合に円滑に避難退域時検査が実施できるよう、国、原子力事業者、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究機構)、(公財)高輝度光科学研究センター、(公社)兵庫県放射線技師会との連携体制を整備することとする。

6 安定ヨウ素剤

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、服用のタイミングによっては効果が大きく異なる一方、副作用*が発生する可能性がある。

UPZ外では、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、 外部被ばくの影響を低減できるため、県において安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。

なお、国は、UPZ内外において、安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施している。また、関西 広域連合においても「安定ヨウ素剤貸与に関する覚書」に基づき、関西電力と貸与可能な数量を調整し、安定 ヨウ素剤の確保を行っている。災害発生時、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性がある と判断した場合、県は、関係機関と連携し、円滑に配布及び服用できるよう努める。

※ヨウ素過敏症:発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥るおそれ。 甲状腺機能異常症:ヨウ素剤を含む製剤の服用により症状悪化のおそれ。

〔安定ヨウ素剤について〕

〇平成27年3月4日付「UPZ外の防護対策について」(原子力規制庁)

東電福島第一原発事故の際に発生したようなプルームの場合には、プルーム通過時の防護措置としては、プルーム中に含まれる放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを低減することが重要となるが、放射性物質の放出に至る事故の様態は必ずしも一定でなく、放出される放射性物質の量や核種組成も事故の様態や放出開始時間などの諸条件によって変化し得る。新規制基準で要求しているフィルター付ベント等の格納容器破損防止対策等が一定程度有効に機能する場合なども考慮すると、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくと比べ放射性希ガス類等による外部被ばくが卓越する場合もあると考えられる。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、また、服用のタイミングによってはその防護効果が大きく異なることが知られている。他方、緊急時においてプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に予測することはできず、また、プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えない。

7 教育機関等における体制の整備

県及び市町は、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、地域の実情等を踏まえ、教育機関等 ごとに対応マニュアル等を作成するよう指導することとする。

8 市町地方防災計画で定めるべき事項

- (1) 防護措置の内容
- (2) 避難退域時検査、除染の体制整備

第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備

〔実施機関:県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

福井県に立地する原子力施設の事故による他府県からの避難者の受入体制整備について定める。

第2 内容

1 想定される広域避難

県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と言う。)に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。

表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング (令和6年4月1日現在、単位:人)

3、 が1万人日に850 の歴史が中間、歴史が中間、ファファー(中和6千十万・日外は、千世・八万					
避難元府県	避難元市町	対象人口	地域	市町	
	小浜市	27 047	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町	
	小妞巾	27,847	但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	
福井県	高浜町	9,626	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町	
(嶺南西部)	おおい町	7,710	阪神北	伊丹市、川西市	
1市3町	+#:X++ m-r	12 400	北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	
	若狭町	13,499	丹波	丹波篠山市、丹波市	
	小 計	58,682			
	福知山市	372	西播磨 上郡町		
	舞鶴市	60,929	神戸市		
			阪神南	尼崎市、西宮市	
			淡路	淡路市	
京都府	綾部市	7,257	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町	
5市2町	宮津市	16,151	東播磨	明石市、加古川市、高砂市	
21115m1	南丹市	3,143	淡路	洲本市、南あわじ市	
	京丹波町	2,493	阪神南	芦屋市	
	伊根町	1,316	東播磨	稲美町、播磨町	
	小 計	91,661			
合 計		150,343			

2 情報連絡体制の整備

(1) 避難元府県・市町との情報の交換

県及び市町は、県外からの避難者の受入を迅速かつ円滑に行うことができるよう、避難元府県・避難元 市町と連絡先を交換することとする。

(2) 避難者情報の共有

市町は、随時、避難元市町から、避難元市町の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行うこととする。 情報の例:幼稚園・保育園の園児数、学校の児童・生徒数、重点区域内の人口および在宅の避難行動 要支援者数、避難経路、避難手段等

3 広域避難の受入体制の整備

原子力等防災計画 第2編 災害予防計画 第2章 応急対策への備えの充実 第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備

(1) 組織体制の整備

県及び市町は、広域避難を受入れるための組織体制をあらかじめ定めておくこととする。

(2) 避難所の指定

市町は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定することとする。

(3) 車両一時保管場所の選定

県及び市町は、避難所に車両の保管場所を確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努めることとする。

(4) 必要物資の把握、配布手順の確認

市町は、避難元市町からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水および生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備しておくこととする。

また、受入市町は、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需品の配布について、あらかじめ手順を定めておくものとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 情報連絡体制の整備
- (3) 受入体制の整備
- (4) 避難所の指定
- (5) 車両一時保管場所の選定
- (6) 必要物資の把握、配布手順の確認
- (7) その他必要な事項

第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発

[実施機関: 県危機管理部、県教育委員会、市町]

第1 趣旨

対象原子力災害等に関する知識の普及及び啓蒙を図るため、防災学習の推進に関する事項について定める。

第2 内容

1 普及啓発の実施

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが 重要であることから、県及び市町は、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととす る。

また、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 県、市町及び原子力事業者が講ずる対策の内容に関すること
- (4) 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

2 専門的情報の提供

県及び市町は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努めることとする。

(1) 放射性物質や放射線に関する情報

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門トップページ

https://www.nirs.qst.go.jp/index.shtml

「放射線の知識と教養」

https://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/mp4-knowledge_education/index.html「放射線被ばくのQ&A」

https://www.qst.go.jp/site/qms/39506.html

(2) 放射線による健康影響等に関する情報

環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」

https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r4kisoshiryo.html

(3) 原子力防災に関する情報

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「原子力防災情報」

https://www.jaea.go.jp/04/shien/research2_j.html

(4) 放射線モニタリングに関する情報

原子力規制委員会 「放射線モニタリング情報」

https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/

3 専門機関等の支援

県及び市町は、知識の普及啓発の活動に必要な場合は、国、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究機構)、原子力事業者等に協力を求めることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 住民に対する知識の普及啓発の実施方法及び内容
- (3) その他必要な事項

原子力等防災計画 第2編 災害予防計画 第2章 応急対策への備えの充実 第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

第1章 基本方針

1 計画の目的

応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、県、市町その他の防災関係機関の緊急時の情報の収集・伝達体制、 組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

2 対応方針

- (1) 原子力施設における事故等への対応
 - ① 基本的な考え方原災法、原子力災害対策指針に従って対応する。
 - ② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方
 - ア 原子力施設の状況に基づく予防的防護措置の実施

原子力災害対策指針では、緊急事態を3つに区分し、放射性物質の放出開始前から、原子力施設の状況に基づくEAL (Emergency Action Level:緊急時活動レベル)と呼ばれる判断基準によって、必要に応じた予防的防護措置を講ずることとしている。原災法に定める特定事象(法第10条)、原子力緊急事態(法第15条)の基準もこの区分に沿ったものとなっている。

兵庫県は原子力対策重点区域(PAZ、UPZ)ではないが、放射性物質の大規模な放出があった場合には、UPZ外においても、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国が必要性を判断して屋内退避の指示を出すこととなっている。その際には、同心円を基礎として行政区域単位等で屋内退避の範囲が設定される。

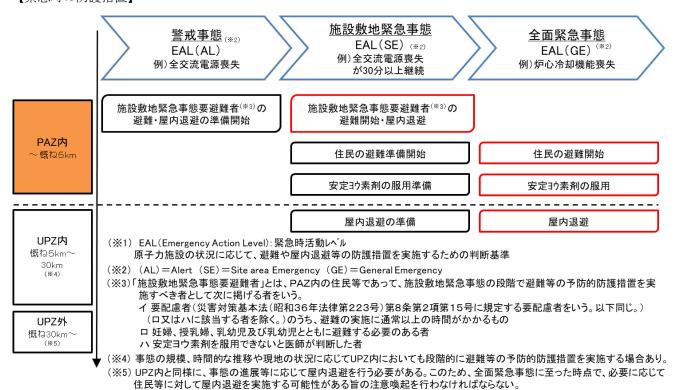
【緊急事態区分と主な対応】

	【糸心子心に力し工なり心】						
区	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態				
分 基準例 事態の状	EAL (AL) **1 ・大地震(所在市町村で震度6弱以上) ・所在市町村沿岸を含む津波予報区において大津波警報の発令 住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象	EAL (SE) **1 ・全交流電源喪失 ・施設境界付近で基準値 (5 μ Sv/h) を超える放射線量を観測 住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象の発生 (原災法10条)	EAL (GE) **1 ・冷却機能喪失 ・施設境界付近で基準値 (5 μ Sv/h(2地点以上又は10分間 以上継続))を超える放射線量を観測 原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象の発生(原災法15				
状況 措置の概要	の発生又はそのおそれの発生 ・情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者※2の避難等の予防的防護措置の準備を開始	・PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者は避難開始、または屋内退避を実施し、その他の住民は避難準備を開始するとともに、安定ヨウ素剤の服用準備を実施・UPZ内において、屋内退避の準備を実施	条) ・PAZ内において、住民の避難等の予防的防護措置を実施・UPZ内において、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZと同様の予防的防護措置を実施				
国の対応	・原子力規制委員会・内閣府原子 力事故合同警戒本部の設置 ・原子力規制委員会・内閣府原子 力事故合同現地警戒本部の設置	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部の設置 ・現地事故対策連絡会議の開催・緊急時モニタリングセンターの立ち上げ	・内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出・原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置・国・関係府県・市町等の災害対策本部からなる原子力災害合同対策協議会を開催				

区分	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
	EAL(AL) ^{※1}	EAL(SE) ^{※1}	EAL(GE) ^{※1}
兵庫県の対応	・災害警戒本部の設置	・PAZ住民の避難受入れ準備	・災害対策本部の設置 ・PAZ、UPZ住民の避難受 入れ ・県民に屋内退避の可能性を注 意喚起 ・放射性物質放出後は国の指示 により防護措置を実施

- ※1 (AL)=Alert、(SE)=Site area Emergency、(GE)=General Emergency 詳細は資料編を参照のこと。
 ※2 「振乳動地駆刍車能再降離者」とは、DAZ内の住民第でもって、振乳動地駆刍車能の即略で降離等の子店
- ※2「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防 的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
 - イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者 をいう。以下同じ。) (ロ又はハに該当する者を除く。) のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
 - ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
 - ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

【緊急時の防護措置】



(出典:令和3年1月5日策定「美浜地域の緊急時対応」を元に作成)

イ 観測可能な指標に基づく緊急防護措置の実施

原子力施設から放射性物資が放出された後は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき緊急防護措置を実施することとされている。

防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質濃度等の値で表されるOIL (Operational Intervention Level:運用上の介入レベル) が設定されている。

【運用上の介入レベル(OIL)と防護措置の概要】

	基準の 種類	基準の概要	:	初期設定値 ^{※1}		防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊 した放射性物質の吸入、不注 意な経口摂取による被ばく 影響を防止するため、住民等 を数時間内に避難や屋内退 避等させるための基準		500 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の 空間放射線量率 ^{※2})		数時間内を目途に区域 を特定し、避難等を実 施(移動が困難な者の 一時屋内退避を含む)
護措置	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染 からの外部被ばくを防止す るため、除染を講ずるための	_	泉:40,000cpm ccmでの検出器		避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域
基準 β線				00cpm ^{※4} 【1か。 ccmでの検出器		時検査を実施して、基 準を超える際は簡易除 染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物**5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の 空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を 特定し、地域生産物の 摂取を制限するととも に1週間程度内に一時 移転を実施
飲食	飲食物に 係るスク リーニン グ基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h [‰] (地上 1 mで計測した場合の 空間放射線量率 [‰])		数日内を目途に飲食物 中の放射性核種濃度を 測定すべき区域を特定	
飲食物摂取	OIL6 経口摂取による被ばく影響 を防止するため、飲食物の摂		核種**7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、
制限**9		取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{**8}	基準を超えるものにつ
* 9			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	き摂取制限を迅速に実
			プルトニウム及 び超ウラン元素 のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	施
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

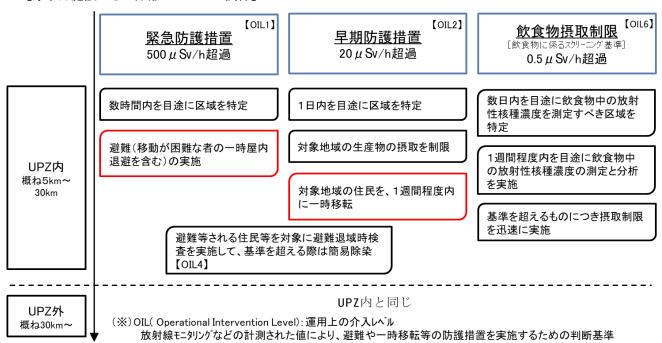
- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

OIL1については、緊急時モタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

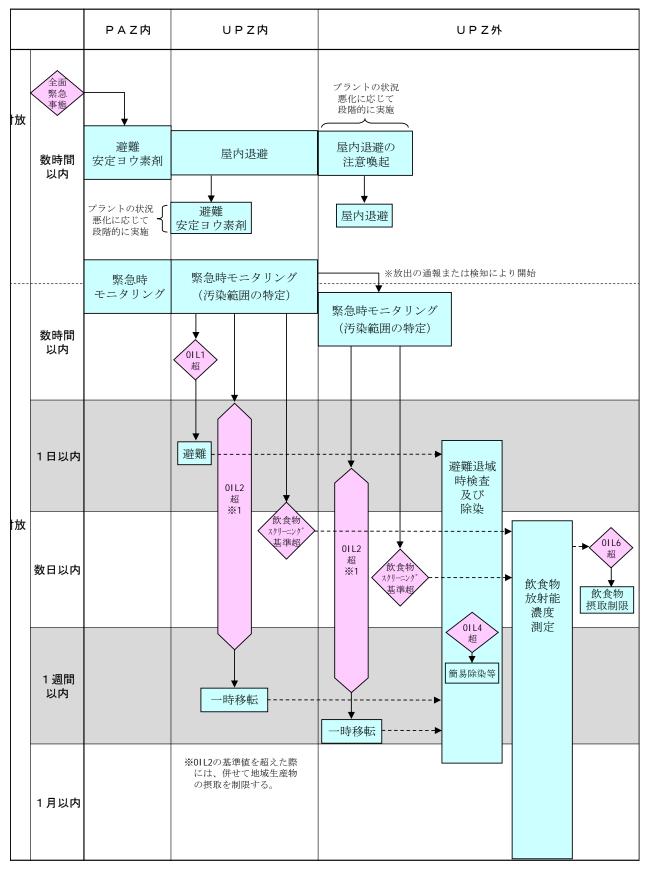
放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線率(OIL1)が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線率(OIL2)が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査(以下「避難退域時検査」という。)の結果から簡易除染(着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等)等の措置を講ずるようにしなければならない。さらに経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取制限をしなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

【原子力施設からの距離とOILの関係】



(出典:令和3年1月5日策定「美浜地域の緊急時対応」)

【防護措置の全体像】



※これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものではなく、事態の進展によっては 全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意する。

(2) 放射性物質の輸送中の事故等への対応

核燃料物質等の輸送中の災害については、原子力災害対策指針において、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行うこととされている。

また、放射性同位元素等の輸送中の災害についても、法令に基づき事業者等が対応することとされており、事故や火災の状況に応じて消防、警察への通報が行われるのみである。

しかしながら、事故の規模や発生場所によっては、傷病者の発生や立入制限区域の設定、住民避難等の防護措置が必要となる可能性があるため、県として必要な対策を講ずる。

(3) 放射性物質取扱施設における事故等への対応

放射性物質を取り扱う施設における事故等については、法令に基づき施設管理者等が対応することとなっている。しかしながら、事故の規模や発生場所によっては、傷病者の救助や立入制限区域の設定、住民避難等の防護措置が必要となる可能性があるため、県として必要な対策を講ずる。

(4) 放射性物質の不法廃棄等への対応

放射性物質の不法廃棄等については、放射性物質の種類や事案の内容によって適用される法令が異なり、 責任の所在が不明確な場合もあり得るが、県民の不安を惹起し、風評被害を生じるなど、影響が広がるおそれがある場合には、県が関係機関と必要な対策の調整を行う。

【応急対策に関する主な法令】

対象物質	根拠法令	危険時の措置	実施義務者
核燃料物質	原災法	・基準以上の放射線量が検出された場合の県、市町への通報	原子力事業
		・原子力事業者防災業務計画による応急措置の実施	者、運搬業者、
	原子炉等規制法	・核燃料物質の盗取、所在不明その他の事故発生時の警察官	受託貯蔵者
		又は海上保安官への届出	
	核燃料物質の使用	・使用施設、核燃料輸送物の火災、又は延焼するおそれがあ	
	等に関する規則	る場合の消火・延焼防止、消防吏員への通報	
		・核燃料物質の安全な場所への移動	
	核燃料物質等の工	・避難の警告	
	場又は事業所の外	・放射能汚染の拡大防止及び除去	
	における運搬に関	・救出、避難等の緊急の措置	
	する規則	・その他放射線障害を防止するために必要な措置	
放射性同位	放射性同位元素等	・放射性同位元素の盗取、所在不明その他の事故発生時の警	放射性同位元
元素	規制法	察官又は海上保安官への届出	素使用者、運
	同法施行規則	・使用施設又は放射性輸送物の火災、又は延焼するおそれが	搬業者等
		ある場合の消火・延焼防止、消防署への通報	
		・放射性同位元素等の安全な場所への移動	
		・避難の警告	
		・放射能汚染の拡大防止及び除去	
		・救出、避難等の緊急の措置	
		・その他放射線障害を防止するために必要な措置	
放射性医薬	医療法施行規則	・地震、火災その他の災害又は盗難、紛失その他の事故によ	病院又は診療
品		り放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合の	所の管理者
		保健所、警察署、消防署その他関係機関への通報	
		・放射線障害の防止	
	放射性医薬品の製	・放射性物質の安全な場所への移動	製造業者、薬
	造及び取扱規則	・避難の警告	局開設者、製
		・放射能汚染の拡大防止及び除去	造販売業者、
		・救出、避難等の緊急の措置	一般販売業者
		・その他放射性物質による障害の防止に必要な措置	

3 災害応急対策の流れ

(1) 県外原子力事業所(福井県内の原子力発電所等)事故災害の場合

事 項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市町
警戒事態	・事象発生の通報 -	→ -	→ →	
(警戒事象の 発生)		・原子力規制庁・内閣 府原子力事故合同警 戒本部の設置 ・緊急時モニタリング の準備 【PAZ】 ・施設敷地緊急事態要 避難者の避難・屋内 退避準備開始		
施設敷地緊急 事態 (特定事象の 発生)	・原子力事業者として の緊急事態応急対策 の実施	・原子力規制庁・内閣 府原子力事故合同対 策本部の設置 ・緊急時モニタリング の開始 [PAZ] ・施設敷地緊急事態要 避難者の避難開始・ 屋内退避 ・住民の避難準備開始 [UPZ] ・屋内退避の準備	・災害警戒本部の設置 ・PAZからの県外避 難の受け入れ準備	・災害警戒本部の設置・PAZからの県外避難の受け入れ準備
全面緊急事態 (原子力緊急 事態の発生)		・原子力災害対策本部の設置 ・原子力災害合同対策協議会の開催 [PAZ] ・住民の避難開始 [UPZ] ・屋内退避	・災害対策本部の設置 ・PAZからの県外避 難の受け入れ ・UPZからの県外避 難の受け入れ準備	・災害対策本部の設置 ・PAZからの県外避難の受け入れ ・UPZからの県外避難の受け入れ準備
		・状況により屋内退避 指示	・県民等への伝達 ・住民の生活支援	・住民の屋内退避指 示 ・住民の生活支援
数時間以内	・緊急時モニタリング 支援	・緊急時モニタリング・OIL1超地域特定「OIL1超地域〕・避難指示	・広域避難の受け入れ 調整	[OIL1 超地域] ・避難指示
1日以内	• 避難退域時検査支援	・OIL2超地域特定[OIL1超地域]・避難の実施	・広域避難の受け入れ 調整【OIL1超地域】	・広域避難の受け入れ【OIL1超地域】
			・避難退域時検査実施・被ばく傷病者等の搬送	・避難の実施

	事 項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市町
	数日以内		飲食物の放射性核種度を測定する区域の特定		
	1週間以内		飲食物の放射性核種度 の測定・分析、摂取制 限の実施	・広域避難の受け入れ 調整 【OIL2超地域】	[OIL2超地域] ・一時移転の実施
				・避難退域時検査実施・一時移転の支援(輸送手段の手配等)	
応施 施	急対策の実	・放射性物質による汚染の除去	「必要に応じ」 ・国民への的確な情報 の伝達 ・原子力災害医療の実 施	「必要に応じ」 ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・交通の確保対策 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚 染の除去に係る協力	「必要に応じ」 ・モニタリングの強化・災害広報の実施・各種相談の実施・要配慮者対策の実施・要配慮者対策の実施・飲食物の摂取制限等・放射性物質による汚染の除去に係る協力

(2) 放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等の場合

事 項	事業者等	市町・消防本部	兵庫県	玉
事故等の発生	・事故等発生の通報 -			₹核燃料物質の場合】
			→ 警察	原子力規制庁
		▶ 消防本部	→災害対策センター	
	・緊急措置	・施設データの確認	• 事故対応	• 放射性物質事故対策
	• 立入制限区域設定	・消防隊・救急隊出動	• 交通規制	会議の開催
	・消火・延焼防止	(放射線防護装備)		
	・救出			
	・避難等の危険時の			
	措置			
	・緊急時モニタリン			
+4 64 v6 +4 111	上り地の回点が用の			- ロフカ担制庁
放射線検出	・放射線測定結果の 🗕		##	▶ 原子力規制庁
	報告 —		→警察	
			→災害対策センター	
	• 立入制限区域設定	・消防警戒区域の設定	・災害警戒本部の設置	【特定事象の場合】
	・遮へい	• 放射線検出活動		・関係省庁事故対策連
	・放射能汚染の拡大防	・放射線危険区域及び		絡会議の開催
	止・除去	準危険区域の設定		・専門家の現地派遣
		・消火活動		・資機材の動員
		・救助・救急活動	//	「 「こっ」、「図点古代」。
		【住民等に防護措置が	・災害対策本部の設置	【原子力緊急事態に至
		必要となる場合】		った場合】 ・原子力緊急事態宣言
		・住民等の安全確保 (広報・避難誘導等)		の発出
地	地でくを定せなるよ		国の理点のマーカリ	- い先出 ・原子力災害対策本部
被ばく傷病者	・被ばく傷病者等の応	・傷病者等の汚染検査		及び現地対策本部の
等の発生	急措置 ・汚染検査・除染	・除染措置 ・消防隊員の汚染検査	ングの実施・公表 ・汚染検査・除染に関	AH. 1001
	· 仍聚恢宜· 除聚 (関係者、周辺環境)	・除染及び被ばく状況		・緊急事態応急対策の
	・汚染物の保管	の記録	・災害広報の実施	実施(モニタリング
	17条1000休日	・汚染の除去に関する	・各種相談の実施	の支援、実動部隊の
		協力	口有至有的人。	派遣、放射線医療の
		<i>1003 / 3</i>	〔必要に応じ〕	実施、飲食物摂取制
		〔必要に応じ〕	・消防県内応援の調整	限等)
		・専門家派遣の要請	・緊急消防援助隊要請	・事故発生場所周辺の
		・消防県内応援の要請	自衛隊の派遣要請	住民避難等防護措置
		 緊急消防援助隊要請 	・避難住民への支援	の指示
		自衛隊派遣の要求	等	
		・避難所の開設・運営		
		・飲食物の摂取制限		
		・医療・健康等各種相		
		談の実施等		

※特定事象、原子力緊急事態は核燃料物質が対象。

(3) 放射性物質の不法廃棄等

事 項	発見者・施設管理者	市町・消防本部	兵庫県	玉
放射線の検出	発見の通報			▶ 原子力規制庁
	_		→警察	
	_	→ 消防本部 -	→災害対策センター	
防護措置の実	・放射性物資の存在の	〔事案に応じて〕	・原子力規制庁と対応	・状況の確認
施	周知	・消防隊・救急隊出動	を協議	・必要な措置の指示
	・周囲への立入禁止措	(放射線防護装備)	・災害警戒本部の設置	
	置	・放射線検出活動		
		・放射線危険区域及び	〔事案に応じて〕	
		準危険区域の設定	・交通規制	
		・救助・救急活動		
		【住民等に防護措置が	・災害対策本部の設置	
		必要となる場合】		
		・住民等の安全確保		
		(広報・避難誘導等)		
被ばく傷病者		・傷病者等の汚染検査	・周辺環境のモニタリ	
等の発生		・除染措置	ングの実施・公表	
		・消防隊員の汚染検査	・汚染検査・除染に関	
		・除染及び被ばく状況	する協力	
		の記録	・災害広報の実施	
		・汚染の除去に関する	各種相談の実施	
		協力		
			〔必要に応じ〕	
		〔必要に応じ〕	・消防県内応援の調整	
		・専門家派遣の要請	 緊急消防援助隊要請 	
		・消防県内応援の要請	自衛隊の派遣要請	
		 緊急消防援助隊要請 	・避難住民への支援	
		自衛隊派遣の要求	等	
		・避難所の開設・運営		
		飲食物の摂取制限		
		・医療・健康等各種相		
1		談の実施等		

原子力等防災計画 第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 第2章 迅速な応急活動体制の確立

第1節 組織の設置

[実施機関:指定地方行政機関、県危機管理部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の対象原子力災害等発生時等の防災組織について定める。

第2 内容

1 県の組織

(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部

① 組織の概要

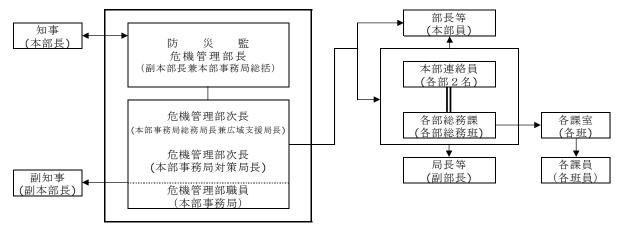
名 称	兵庫県災害対策(支援)本部	兵庫県災害対策地方本部
設置者	知事	災害対策本部長(知事)
		 ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民セ
		ンター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地
		方本部を設置することができることとする。
		県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対
		策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災
		害対策本部長に報告することとする。
本部長	知事	各県民局長・県民センター長
	知事に事故があるときは、副知事、防災監の	
	順で、その職務を代理することとする。	
設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター
設置基準	1 福井県内の原子力施設において全面緊急	災害対策本部の設置基準に準じるほか、対象原
	事態が発生したとき (支援本部)	子力災害等の状況等により、特に当該地域におい
	2 国内の原子力施設における事故等により	て、災害応急対策を実施するため又は災害応急対
	県域に防護措置が必要となったとき	策に備えるため必要があると認められるとき
	3 国外の原子力施設における事故、あるい	
	は核実験により、県域に防護措置が必要と	
	なったとき	
	4 放射性物質の運搬中の事故が発生し、住	
	民に防護措置が必要となったとき	
	5 放射性物質取扱事業所における事故等に	
	より、住民に防護措置が必要となったとき	
	6 法令に定められた適切な管理が行われて	
	いない放射性物質が発見され、住民に防護	
	措置が必要となったとき	
廃止基準	1 対策が終了したとき	1 当該地域における災害応急対策がおおむね
	2 県民への被害が生じるおそれが解消した	終了したとき
	とき	2 当該地域において県民のへの被害が生じる
		おそれが解消したとき

業務		
>IC-1>2	県の災害予防 (被害の拡大防止) 及び災害応	当該地域における県の災害予防 (被害の拡大防
	急対策に係る業務を総合的に推進する。	止) 及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進
		する。
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画
	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に	に定めるところによるほか、県民局長・県民セ
	定めるところによる。	ンター長の決定するところによる。
その他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県警察災害警備本部等、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与とこて、防災関係機関の職員等の出席を求める防災関係機関ととする。参与の出席を求める防災関係機関とする。神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電行株)、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社 3 災害対策本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策にした体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 4 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害の場合)。 5 災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする(核燃料物質等の場合)。 5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。	1 災害対策地方本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。

② 伝達方法

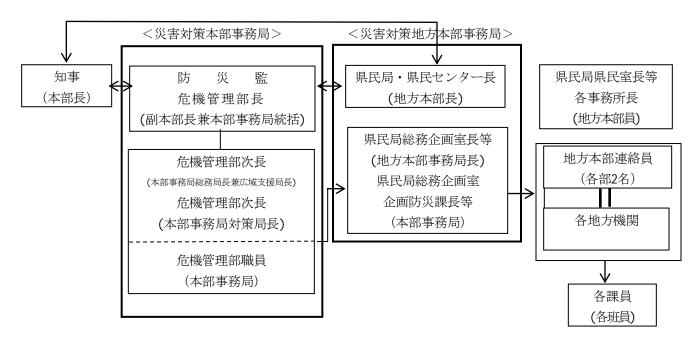
ア 災害対策本部

災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。



イ 災害対策地方本部

災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。



(2) 兵庫県現地災害対策本部

名 称	兵庫県現地災害対策本部		
設置者	知事		
本部長 災害対策副本部長のうちから災害対策本部長が指名する。			
設置場所	被災地を管轄する県民局等		
設置基準	局地的かつ激甚な対象原子力災害等が発生するなど、対象原子力災害等の状況などにより特に被		
	災地において、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策を実施するため必要と認められると		
	き		
廃止基準	現地における災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策がおおむね終了したと認められると		
	き		
業務	1 災害対策本部長が、現地災害対策本部長に委任した事務の実施		
	2 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときの、これとの調整・		
	協議(核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合)		
告示	現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災		
	関係機関及び報道機関に周知することとする。		
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定める		
	ところによる。		
その他	1 現地災害対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を		
	包含することとする。		
	2 現地災害対策本部の組織については、対象原子力災害等の規模、態様等により弾力的な対応が		
	可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間		
	の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。		
	3 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、これと緊密な連		
	絡調整を図ることとする(核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合)。		

(3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部

名 称	兵庫県災害警戒本部	兵庫県災害警戒地方本部
設置者	防災監	各県民局長・県民センター長
		県民局長・県民センター長は、警戒地方本部を
		設置したときは、その旨を速やかに防災監に報告
		することとする。
本部長	防災監	各県民局長・県民センター長
設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター
設置基準	1 福井県内の原子力施設において警戒事態	原子力災害警戒本部の設置基準に準じる。
	が発生したとき	
	2 国内の原子力施設において全面緊急事態	
	が発生したとき	
	3 国外の原子力施設における事故、あるいは	
	核実験により、県内に放射性物質の影響が出	
	るおそれがあるとき	
	4 放射性物質の運搬中に事故が発生し、放射	
	性物質又は放射線が外部に漏れ、あるいはそ	
	のおそれがあるとき	
	5 放射性物質取扱事業所における事故等に	
	より、放射性物質又は放射線が外部に漏れ、	
	あるいはそのおそれがあるとき	
	6 法令に定められた適切な管理が行われて	
	いない放射性物質が発見され、住民に被害が	
	生じるおそれがあるとき	
廃止基準	1 対象原子力災害等の警戒にあたる必要が	1 当該地域において対象原子力災害等の警戒
	なくなったと認められるとき	に当たる必要がなくなったと認められるとき
	2 災害対策本部が設置されたとき	2 災害対策地方本部が設置されたとき
		3 なお、地方本部長は、警戒地方本部を廃止し
		たときは、その旨を速やかに防災監に報告する
		こととする。
業務	対象原子力災害等に備えるため、動員の実	対象原子力災害等に備えるため、動員の実施、
	施、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、	事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、防災関
	防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に	係機関等との連絡・調整及び応急対応にかかる業
	かかる業務を重点的に行うこととする。	務を重点的に行うこととする。
組織・運営	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画に
	の定めるところによる。	定めるところによる他、各県民局長・県民センタ
		一長の決定するところによる。

原子力等防災計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な応急活動体制の確立 第1節 組織の設置

(4) 応援体制

被害が軽微な又は被害が生じていない地域の県民局・県民センターその他の地方機関は、災害対策本部の指示に基づき、災害対策本部又は他の県民局・県民センター等(災害対策地方本部)に対する応援活動に当たることとする。

この場合、主な応援活動の内容は、次のとおりとする。

- ・職員の派遣
- ・災害対策要員の食料、水、物資等の供給

(5) 標識

① 腕章

災害対策本部、災害対策地方本部及び現地災害対策本部の本部長、副本部長、本部員等は、災害応急対策に係る業務に従事するときは、原則として腕章をつけることとする。

② 標旗等

災害応急対策に係る業務に使用する県の自動車には、原則として「兵庫県災害対策本部」の記載のある標旗又は横幕をつけることとする。

③ 身分証明証

災害対策本部員、事務局職員等は、それを証する身分証明証を携帯することとする。

(6) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、合同会議の開催等により総合的な対応を図ることとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の対応を行うこととする。 必要に応じて事務局を他部局に分散するなどの業務分散を図るとともに、要員・資機材の投入や応援要請について、防災監の下で総合的に調整を行うこととする。

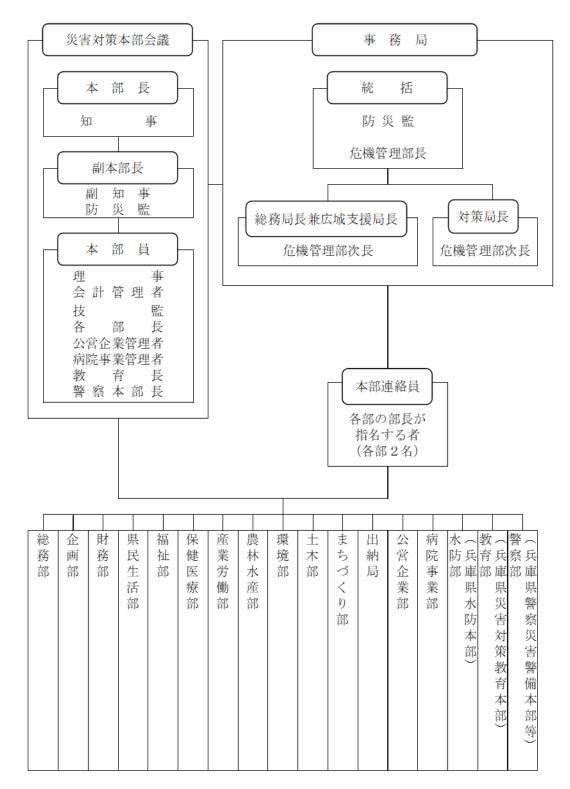
2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における対象原子力災害等発生時の防災組織については、関係省庁の防災業務計画等に基づき、各機関が定めるところによる。

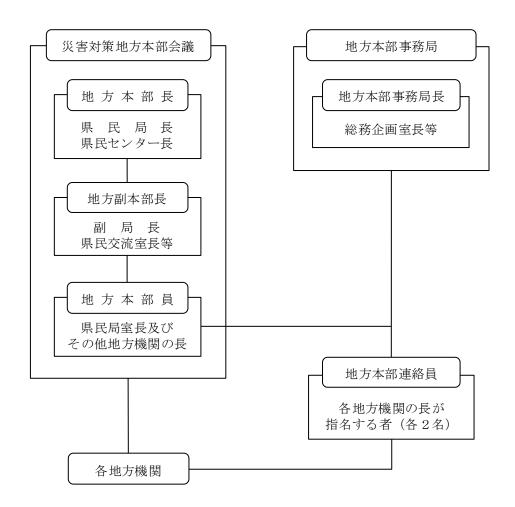
3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町災害対策本部の設置基準
- (2) 市町災害対策本部の業務内容
- (3) 市町災害対策本部の組織、運営
- (4) 市町長に事故があるときの対応
- (5) その他必要な事項

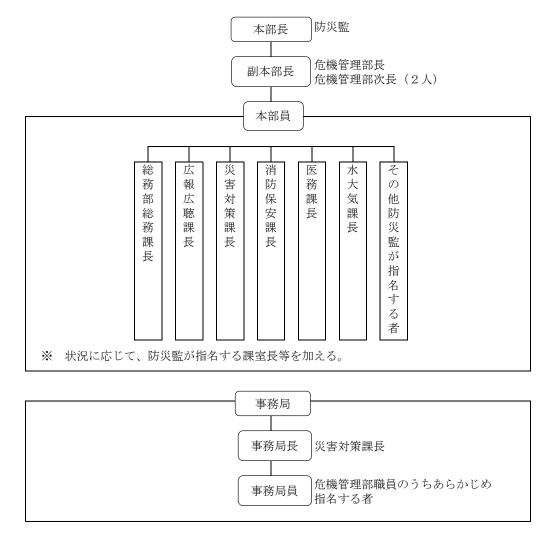
別図 第1 災害対策本部組織図



別図 第2 災害対策地方本部組織図



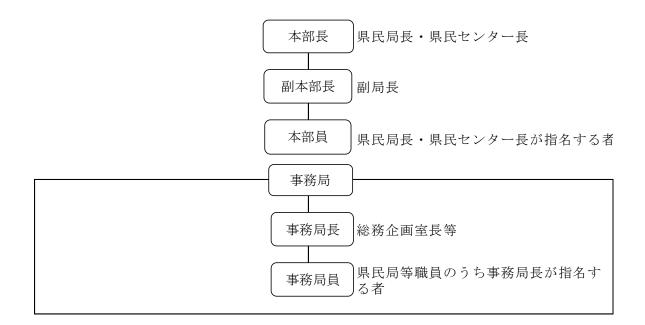
別図 第3 警戒本部組織図



※その他防災監が指名する警戒本部員の一般的な基準

一次でグ他的火血が指有する音成本印真の 放印	7/4 条十
基準	該 当 者
健康管理対策 (健康相談等) について特に必要	疾病対策課長
があると認められるとき	
水道水が汚染されるおそれがあるとき	生活衛生課長、企業庁水道課長
食品が汚染されるおそれがあるとき	生活衛生課長
農林水産物が汚染されるおそれがあるとき	流通戦略課長、農産園芸課長、畜産課長、林務課長、水産 漁港課長
工業用水が汚染されるおそれがあるとき	企業庁水道課長
県管理道路の交通規制を行う必要が生じるお それがあるとき	道路保全課長、県警察本部災害対策課長

別図 第4 警戒地方本部組織図



※県民局長・県民センター長が指名する地方本部員の一般的な基準

基準	該 当 者
多数の者が被ばくするおそれがあるとき	県立病院管理局長
水道水が汚染されるおそれがあるとき	広域水道事務所長、利水事務所長、水質管理
	センター所長
食品が汚染されるおそれがあるとき	食肉衛生検査センター所長
農林水産物が汚染されるおそれがあるとき	農林(水産)振興事務所長、但馬水産事務所
	長
工業用水が汚染されるおそれがあるとき	利水事務所長
県管理道路の交通規制を行う必要が生じるお	土木事務所長、警察署長
それがあるとき	

第2節 動員の実施

[実施機関:指定地方行政機関、県危機管理部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関における対象原子力災害等の発生時等の職員の動員(参集・配備)体制について定める。

第2 内容

1 県の動員体制

(1) 本庁の動員体制

本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。

ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。

- ① 災害対策本部又は災害警戒本部が未設置で、以下の場合
 - ア 県外において原子力災害等が発生し、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を 受領したとき。
 - イ 放射性物質の運搬に係る事故が発生したとき。
 - ウ 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質発見の通報を受領したとき。

	_			
災害の状況		配 備 体制		
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。			
●勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。		
	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況		
		を知事等に報告し、原子力災害対策本部の設置及び職員の配備体制等につ		
		いての指示を仰ぐこととする。		
	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び危機管理部のあらかじめ定めた職員は、原則とし		
て、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする				
	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たるこ			
		ととする。		
	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整		
		え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとす		
		ప 。		
	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及		
		び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。		
	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本		
		部員に連絡できる体制を整えることとする。		
-				

② 災害警戒本部が設置されたとき

- ア 災害警戒本部長(防災監、危機管理部長)、副本部長(危機管理部次長)、事務局長(災害対策課長)、 警戒本部員、危機管理部その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の 収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。
- イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。

③ 災害対策本部が設置されたとき

- ア 災害対策本部員、本部連絡員、危機管理部のあらかじめ定めた職員、業務要員、局長、課室長等は、 直ちに配備につくこととする。
- イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。 配備は原則として、災害対策本部長(知事)が決定することとする。

	災 害 の 状 況	配備体制
kaka	① 原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急	所属人員のうちからあらかじ
第 1	事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき	め定めた少数(おおむね2割以
号	② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、	内)の人員を配備し、主として
1号配備	災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があ	情報の収集・伝達等に当たる体
	ると認められるとき	制
	対象原子力災害等により県内に相当程度の被害が生じ、又は生じるお	所属人員のうちからあらかじ
第	それがあるとき	め定めたおおむね5割以内の人
身		員を配備し、災害対策に当たる
第2号配備		体制
7113		
第	原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事	原則として所属人員全員を配
3号配	態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となり、重大な被害が生じ、又	備し、災害応急対策に万全を期
配	は生じるおそれがあるとき	して当たる体制
備		

- ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各部別動員計画を基本として、対象原子力災害等の状況 等を勘案し、災害対策本部の各部長が決定することとする。
- エ 配備の伝達は、災害対策本部の設置等の伝達に準じることとする。

(2) 地方機関の動員体制

地方機関職員の動員体制は、次のとおりとする。

- ① 災害対策地方本部又は災害警戒地方本部が未設置で、以下の場合 当該地域において次の事項に該当する場合
 - ア 放射性物質の運搬に係る事故等が発生したとき。
 - イ 放射性物質取扱事業所に係る事故等が発生したとき。
 - ウ 法令で定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見されたとき。
 - エ 当該地域に近接する地域において対象原子力災害等が発生したとき。

災害の状況	配備	体制
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することと	とする。
●勤務時間外	県民局その他の地方機関のあらかじめ定	直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たるこ
	めた職員	ととする。
	県民局その他の地方機関の長等	状況により、速やかに参集できる体制及び所
		属の職員に連絡できる体制を整えることとす
		る。

② 災害警戒地方本部が設置されたとき

- ア 災害警戒地方本部長(県民局長・県民センター長)、副本部長(副局長)、事務局長(総務企画室長)、 地方本部員、県民局・県民センターその他応急対策主管事務所のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集 し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。
- イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。
- ③ 災害対策地方本部が設置されたとき

- ア 災害対策地方本部員、地方本部連絡員、県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員等は、直ち に配備につくこととする。
- イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。 配備は原則として、災害対策地方本部長(県民局長・県民センター長)が、災害対策本部長(知事) と協議して決定することとする。

	災 害 の 状 況	配備体制
	① 原子力緊急事態宣言があり、当該地域の一部が当該原子力緊急事態	所属人員のうちからあらかじ
第 1	宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき	め定めた少数(おおむね2割以
1号配備	② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、	内) の人員を配備し、主として
I 配 I 備	災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があ	情報の収集・伝達等に当たる体
	ると認められるとき	制
第	対象原子力災害等により当該地域に相当程度の被害が生じ、又は生じ	所属人員のうちからあらかじ
2	るおそれがあるとき	め定めたおおむね5割以内の人
2号配備		員を配備し、災害対策に当たる
備		体制
第	対象原子力災害等により当該地域に重大な被害が生じ、又は生じるお	原則として所属人員全員を配
	それがあるとき	備し、災害応急対策に万全を期
3号配備		して当たる体制
備		

- ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各事務所班(地方機関)別動員計画を基本として、災害の状況等を勘案し、災害対策地方本部の各事務所班(地方機関)の長が決定することとする。
- エ 配備の伝達は、災害対策地方本部の設置等の伝達方法に準じることとする。

(3) 配備の命令を受けた県職員の行動

- ① 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につくこととする。
- ② 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備につくことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡することとする。
- ③ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡することとする。 ただし、災害対策本部員、防災担当指定要員、部局指定要員、災害対策(地方)本部事務局要員、業務要員、局長、課室長、本部連絡員等については、この限りではない。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における対象原子力災害発生時の動員体制については、各機関が定めるところによる。

3 技術者等の動員

県、市町は、災害対策を実施するため、技術者が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令 又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図ることとする。

- (1) 動員の内容
- (2) 動員の基準
- (3) 伝達方法
- (4) 勤務時間外における動員

第3節 情報の収集・伝達 第1款 災害情報の収集・伝達

[実施機関:指定地方行政機関、県危機管理部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関]

第1 趣旨

対象原子力災害等の発生時等における情報の収集・伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

第2 内容

1 福井県に立地する原子力施設事故災害発生時の情報伝達

(1) 原子力事業者からの連絡

原子力事業者は、原子力施設等において下記のいずれかに該当する事態が発生した場合、関西広域連合広域防災局を通じて県に、情報連絡を行うこととする。

- ① 地震、火災等により原子炉施設に非常事態が発生したとき
- ② 放射性物質によって、原子力発電所の周辺の環境に異常が発生したとき
- ③ 非常用の炉心冷却設備等工学的安全施設が作動したとき
- ④ その他上記に準ずる異常が発生したとき

(2) 情報収集の実施

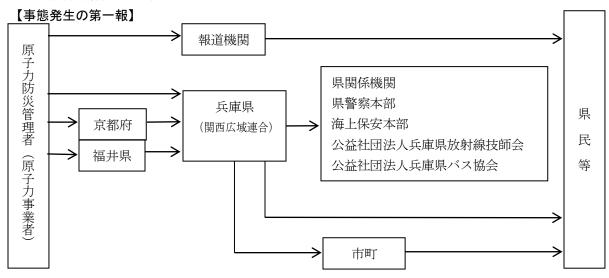
県は、原子力施設において警戒事態又は施設敷地緊急事態となった場合、現地オフサイトセンター及び原子力規制庁緊急時対応センターに設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒(対策)本部から必要な情報を得るほか、原子力事業者、国、立地県、関係周辺府県、関西広域連合等と連携し災害情報の収集に努めることとする。

県は、全面緊急事態となった場合、防護措置の必要性について、国の原子力災害対策本部及び原子力災害 現地対策本部に対して、指示・助言を求めることとする。

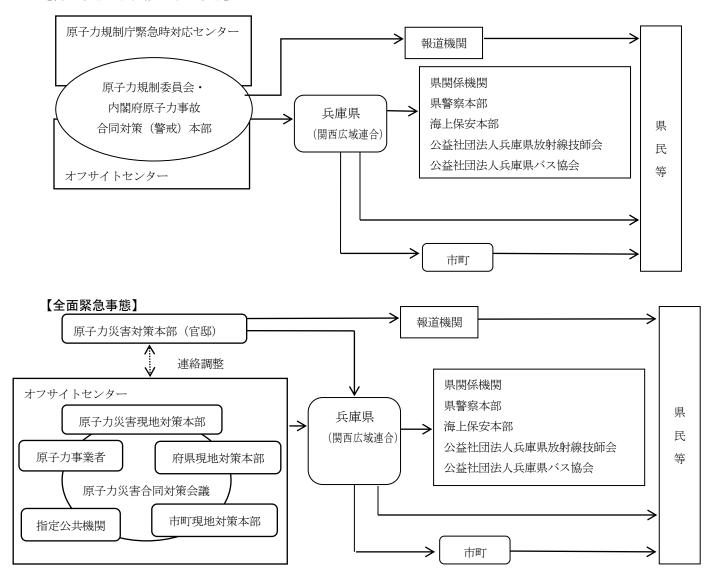
(3) 市町等関係機関との連絡

県は、必要に応じ、(1)及び(2)により収集した情報を市町や防災関係機関に提供することとする。

○連絡体制(情報の流れ)



【警戒事態・施設敷地緊急事態】



2 放射性物質輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等発生時の情報伝達

(1) 原子力事業者からの通報

事業者は、事故発生時に警察官又は海上保安官へ通報することとなっている(原災法、放射性同位元素等規制法)。また、火災発生時には、消防吏員へ通報することとなっている(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則、放射性同位元素等規制法施行規則)。核燃料物質輸送物から基準以上の放射線量検出された場合、事業者は国(原子力規制委員会)、県、市町へ通報することとなっている。

(2) 県

県は、原子力事業者や県警察本部、消防本部から通報を受けた場合は、直ちに、その旨を発生市町に隣接する市町及び消防庁に連絡することとする。

県内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び当該区域に係る 市町は原子力災害合同対策協議会に職員を派遣し、情報収集を行うとともに、緊急事態応急対策の実施方法、 原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等の協議に参画する。

(3) 市町

市町は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以 内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

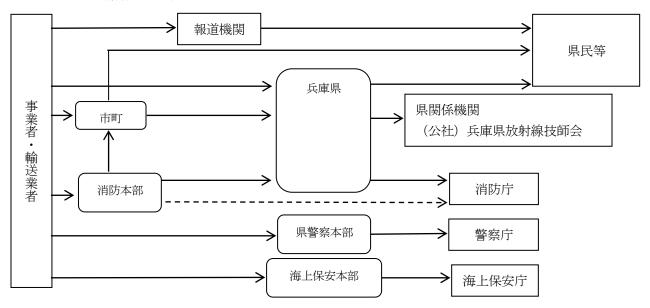
① 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの(発生するおそれがあるものを含む。)及び

原子力等防災計画

- 第3編 災害応急対策計画
- 第2章 迅速な応急活動体制の確立
- 第3節 情報の収集・伝達
- 第1款 災害情報の収集・伝達

放射性物質の運搬中に事故が発生した旨原子力事業者等から消防機関に通報があったもの。

- ② 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあったもの。
- ○連絡体制(情報の流れ)



(4) 原子力緊急事態宣言発出後の情報収集

原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、 原則として原子力災害合同対策協議会(原災法の規定に基づき、原子力緊急事態宣言があったときに、国、 県、市町等の関係機関により設置)に一元化することとする。

3 放射性物質の不法廃棄等の情報伝達

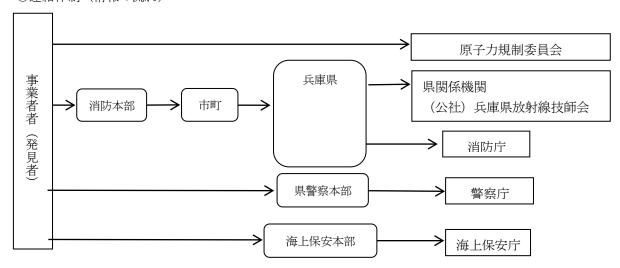
(1) 発見者

放射性同位元素取扱事業所外において管理下にない放射性物質を発見した者は、その旨を消防本部、県警察本部及び海上保安本部に通報することとするとともに、国(原子力規制委員会)へ連絡することとする。

(2) 県

県は、通報を受けた消防本部等から連絡を受けた場合は、火災・災害等即報要領に基づき、その旨を消防 庁に報告することとするとともに、国(原子力規制委員会)へ連絡することとする。

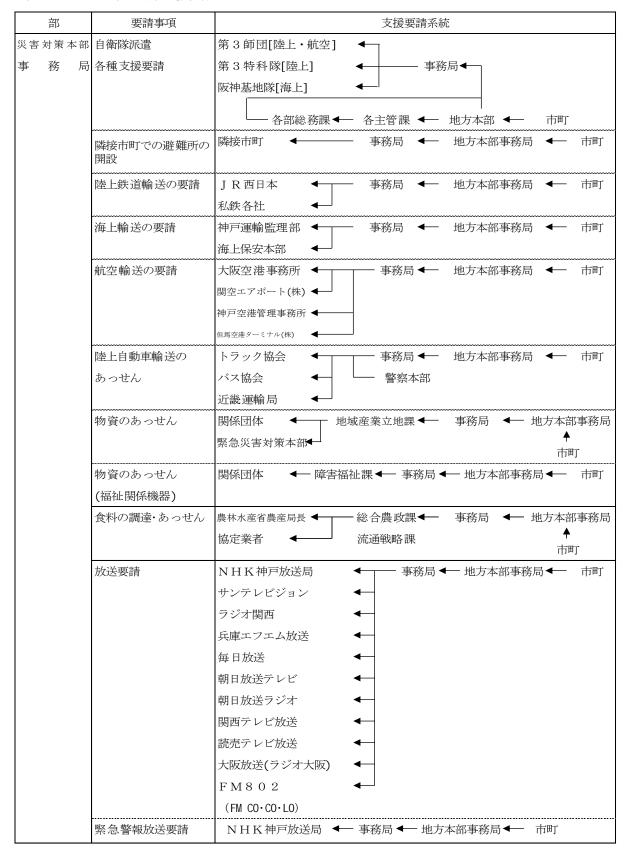
○連絡体制(情報の流れ)



4 支援要請

県、市町は、大規模な被害により応急活動を実施することが困難になったときは、速やかに関係機関に支援 を要請することとする。

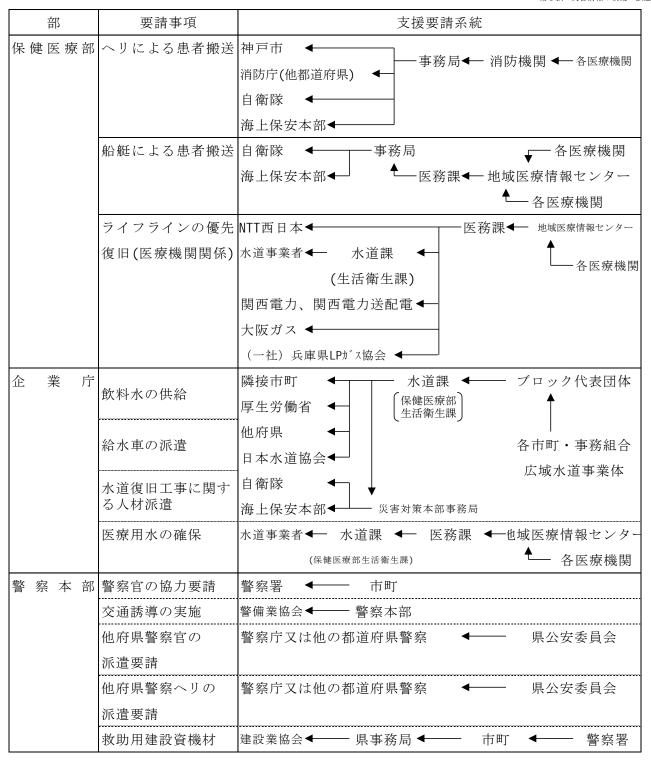
〇 市町からの主な緊急対策支援要請



原子力等防災計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第1款 災害情報の収集・伝達

台区	要請事項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部	報道要請	神戸新聞社 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
事 務 局		朝日新聞社
		読売新聞社
		毎日新聞
		産経新聞
		日本経済新聞社 ◆─
		目刊工業新聞社 ◆──
		時事通信社
		共同通信社
		日本工業新聞社 ◆
	消防・救急応援	消防庁 ◆─ 事務局 ◆─ 消防本部
	ヘリの出動	神戸市 ◆ 市町
		消防庁(他都道府県)◀─
		自衛隊 ◀
		海上保安本部 ◀
保健医療部	保健師・栄養士等	県内健康福祉事務所·市保健所 ◆ 健康増進課 ◆
	保健関係者の派遣	県内市町 ◆
		近隣府県 ◆
		全国都道府県(厚生労働省)◀──── 各保健所設置市
	医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) ◆ 災害拠点病院
		日本赤十字兵庫県支部 ◀────
		医師会
		歯科医師会
		国立病院等※ ◆ 近畿厚生局◆ 市町
		県立病院 ◆────病院局 ◆──
		県内医療機関◆一災害医療センター◆□
	・	薬剤師会 ◆ 薬務課◆ 単域医療情報センター
	あっせん	(学生方働省
		県内医療機関 ◆ 災害医療センター 各医療機関

※ 国立病院等には、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等を 含む。



- (注) 1 県民局等において所管部・担当名が異なる場合は、事務を所管する担当に読み替えることとする。
 - 2 各県民局等内における調査状況及び支援要請状況に関する連絡体制については、各県民局等の実態に 応じて別途定めることとする。

第3節 情報の収集・伝達 第2款 通信手段の確保

[実施機関:県危機管理部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関]

第1 趣旨

県が災害発生時に通信手段を確保するための対策について定める。

第2 内容

1 フェニックス防災システム

フェニックス防災システムは、防災関係機関の間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNや衛星回線で二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。

(1) フェニックス防災端末設置数

306台(本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、 自衛隊、第五管区海上保安本部、ライフライン事業者等)

(2) 主な機能

観測情報収集、被害予測、需給推計、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等

2 兵庫県防災行政無線

(1) 衛星系 (兵庫衛星通信ネットワーク)

県、市町等は、公衆回線網・専用線とは別に、災害に強い地域衛生通信ネットワークを使用して市町、消防等の関係機関との通信を確保することとする。

- ① 構成
 - 計85局
 - ・県庁統制局1局、県機関局(広域防災センター・災害医療センター)2局、市町・消防本部局70局、防 災関係機関局9局、平面可搬局3局
 - ・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通話が可能

② 機能

ア 一斉FAX、個別音声通話、個別FAX

イ 映像情報伝送

③ 通信統制の実施

県は、災害時等に、衛星回線に通信が集中し、重要な通信に支障をきたすおそれがあるときは、通信統制を行うこととする。

ア 通信統制権者

災害対策課長及び河川整備課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。 通信統制が重複する場合には、災害対策課長の通信統制を優先することとする。

イ 通信の優先順位

通信の優先順位は、次のとおりとする。

- a 人命に関するもの
- b 財産に関するもの
- c 災害の予防、発生及び救助に関するもの
- d 災害の予報又は警報に関するもの

原子力等防災計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第2款 通信手段の確保

e その他災害対策課長が必要と認めたもの

④ 回線設定の変更

県は、災害発生時等の緊急時に、衛星通信回線を緊急時モードの回線設定が行われた機関との間に限り 通話可能な状態に切り替えることができることとする。

⑤ 優先回線の確保

県は、災害時に衛星通信回線が不足する場合には、(財)自治体衛星通信機構に優先回線割当てを依頼することとする。

⑥ 平面可搬局の出動

県は、衛星回線障害時、または県の区域内に震度4以上の地震を観測した場合には直ちに要員を待機させることとする。

県は、必要に応じて被災地に平面可搬局を出動し、通信回線を確保することとする。

(7) 緊急時の対応

県は、障害に備えて保守業者との間の連絡方法をあらかじめ定めておくこととする。

(2) 地上系

県庁、県民局・県民センター、県土木事務所等は、公衆回線網・専用線とは別に山上中継局、県庁及び各事務所に設置された災害に強いマイクロ波多重無線網を使用して、県庁と土木事務所等(41局)の通信を確保することとする。

また、県庁(災害対策課、河川整備課、道路保全課)から県内全域の車載型及び携帯型無線機(150MHz帯)への一斉指令や無線機プレストークによる1対Nの通信が可能である。

3 通信事業者回線等

県は、NTT西日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用などにより、輻湊の防止に配慮しつつ、 災害時の通信手段として効果的な活用を図ることとする。

(1) 災害時優先電話

県は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用することとする。

(2) ホットライン

県(災害対策課)は、手回し発電式のホットラインを設置し、災害時に活用することとする。ホットラインは、県(災害対策課)と陸上自衛隊第3師団(伊丹)、第3特科隊(姫路)、海上自衛隊阪神基地隊(東 灘区)とを結んでいる。

(3) 警察電話

県は、県庁内に設置されている警察電話を緊急時に活用することとする。

(県庁内の設置場所)

災害対策センター(災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等)、秘書課、財政課、管財課、くらし安全課、道路保全課、会計課、管理課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、交通事故相談室、第3号館へリポート

(4) 携帯電話、緊急通報システム

県は、幹部の公用車に携帯電話を装備し、緊急時の連絡手段を確保することとする。

県は、災害対策本部員及び危機管理部幹部に災害など非常緊急時においても、優先的に接続される優先携帯電話を配備するほか、その他の幹部についても携帯電話の常時所持を促し、緊急時の連絡手段を確保することとする。

県は、災害対策本部員、本部連絡員、危機管理部職員、災害待機宿舎入居者、局長、課室長等に緊急通報 システムを整備し、緊急時の呼び出し等に活用することとする。 原子力等防災計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な応急活動体制の確立

第3節 情報の収集・伝達 第2款 通信手段の確保

4 無線系通信

(1) 消防防災無線及び水防無線等

災害時に公衆回線網等が使用できない場合は、マイクロ回線等によるホットラインを使用して、国との連 絡手段を確保することとする。

現在の通信ルートは以下のとおりである。

- 県(災害対策課) 消防庁(消防防災無線)
- 県(災害対策課) 内閣府(中央防災無線(緊急連絡用))
- 県(河川整備課) 国土交通省(マイクロ電話)
- 県(警察本部) 警察庁(警察無線)

県は、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図ることとす る。

(2) NTT西日本無線通信設備等

県等は、NTT西日本の無線通信設備等の活用を図ることとする。

防災相互無線の活用

県、防災関係機関に防災相互無線局を整備している。

② 移動無線局の活用

(3) 無線機器等が不足した場合の確保

必要とする無線機器等が不足する場合は、県は国や通信事業者から通信機器等の貸与を受けるなどにより 通信手段の確保に努める。

- ① 近畿総合通信局(衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線、移動電源車)
- ② 通信事業者等(衛星携帯電話、携帯電話、MCA無線、可搬型地球局)

5 非常通信経路計画

(1) 内容

県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、有線通信が利用できないか、または利用することが著し く困難な場合に、県内各市町から県庁まで等の通信経路を確保するため、「非常通信経路計画」を策定する こととする。

非常時に、電波法第52条及び第74条、災害対策基本法第57条及び第79条、水防法第27条の規定により、設 置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信 設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。

1 警察通信設備

- 2 海上保安庁通信設備
- 3 国土交通省通信設備

4 法務省無線通信設備

- 5 NTT㈱無線通信設備
- 6 JR㈱通信設備

7 県無線诵信設備

- 8 市町無線通信設備(消防無線を含む)
- 9 西日本高速道路㈱無線通信設備 10 関西電力送配電㈱通信設備
 - 14 SB㈱無線通信設備

12 各私鉄通信設備

- 13 KDD I ㈱無線通信設備
- 17 アマチュア無線局

11 大阪ガス㈱無線通信設備

15 日本通運㈱無線通信設備 16 各漁業無線 18 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備

19 各タクシー会社の無線通信設備

- (1) フェニックス防災システムの活用
- (2) 有線系・無線系通信手段の活用
- (3) その他必要な事項

第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣

[実施機関:海上保安本部、自衛隊、県危機管理部、県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関]

第1 趣旨

県域の被害に対する災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

第2 内容

1 県

(1) 県内市町に対する応援

① 市町災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣

県(県民局等)は、災害の状況に応じて管内市町災害対策本部にあらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等にあたることとする。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援 チームを編成、派遣することとする。

② 応援協定に基づく応援

ア 応援の内容

資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受入れ、その他特に要請のあった 事項

イ 県の対応

県は、被災市町から応援の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の 応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に通知することとする。

なお、応援の必要があると判断したときは、応援要請を待たずに応援を行うこととする。

③ 災害対策基本法に基づく応援

ア 市町長からの応援要請に対する協力(法第68条)

県は、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な応援又は災害応急対策を行うこととする。

イ 県内市町間の応援に対する指示(法第72条)

県は、特に必要があると認めるときは、県内市町に対し、県内の他の市町を応援すべきことを求める こととする。

- ウ 市町長の事務の代行(市町が事務をできない状態にある場合)
 - (7) 知事による避難の指示等の代行(法第60条第6項~8項)
 - (イ) 知事による応急措置(警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令)の代行(法第73条)
 - (ウ) 指定行政機関の長等による応急措置(応急公用負担等、応急措置業務の従事命令)の代行

(法第78条の2)

(エ) 広域一時滞在の協議等の代行(法第86条の10、法第86条の13)

(2) 関西広域連合に対する応援要請

県は、災害の規模が大きく、被害が甚大で県だけでは対応できない場合には、関西広域連合に対して応援 を要請することとする。

(3) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請

- ① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請
 - 上記(2)に定めるところによる。
- ② 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請上記(2)に定めるところによる。

第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣

③ 隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請(岡山県、鳥取県)

ア 応援の種類

- (7) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の救出・救護・感染症対策等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (ウ) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (エ) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (オ) 避難者、傷病者の受入れ施設の提供
- (カ) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

イ 要請手続

県は、次の事項を可能な限り明らかにして要請することとする。

- (ア)被害の状況
- (イ) 援助を必要とする物資等の品名、数量等
- (ウ) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の職種別人員
- (エ) 収容を要する被災者の状況及び人数
- (オ) 応援を必要とする区域、受入地点及び受入地点への経路
- (カ) 応援を必要とする期間
- (キ) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- ④ 新潟県との相互応援協定に基づく応援要請

ア 応援の種類

県において必要な、物資、資機材、職員 等

イ 要請手続

県は、次の事項を可能な限り明らかにして要請することとする。

- (ア) 被害の状況
- (4) 物資・資機材等の応援を要請する場合にあっては、その品名及び数量等
- (ウ) 職員の応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(4) 災害対策基本法に基づく応援要請

① 職員の派遣・あっせんの要請(法第29条、第30条)

県は、必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、職員の 派遣を要請することとする。

県は、必要があるときは、内閣総理大臣に対し、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公 共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることとする。

② 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請(法第70条第3項)

県は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対して、応急対策の実施を要請することとする。

- ア 援助を必要とする理由
- イ 援助を必要とする人員、装備、資機材等
- ウ 援助を必要とする場所
- 工 県内経路
- オ 期間その他必要な事項
- ③ 応援の要求(法第74条、第74条の2)

県は、必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求めることとする。

県は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、他の都道府県に対し応援することを求めるよう求めることと する。

(5) 自衛隊に対する災害応急対策の実施の要請

① 知事は、必要があるときは、次の事項をできるだけ明らかにして自衛隊に対して災害派遣の要請を行うこととする。

また、市町長は、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項
 - ・要請責任者の職氏名
 - ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ・派遣地への最適経路
 - ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示
- ② 災害派遣の要請方法については、兵庫県地域防災計画(地震等対策計画)第3編第2章第4節第1款「自 衛隊への派遣要請」によることとする。

(6) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

① 知事は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、海上保安本部長に対し、応急対策の 実施を文書で要請することとする。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書に より要請することとする。

また、海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された 海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請することとする(海上保安庁船艇・航空機は、防災相 互通信波の受信機を搭載)。

- ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を要請する期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項
- ② 海上保安庁の支援活動の内容
 - ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
 - イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
 - ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

2 県公安委員会

(1) 大規模災害発生時における他都道府県警察への援助要求

県公安委員会が、警察庁又は他の都道府県警察に対し援助の要求を行うこととする。

(2) (1)の要請に基づく他都道府県の警察官は、県公安委員会の管理の下にその職務を行うこととする。

3 消防本部

- (1) 大規模災害時における広域消防応援体制
 - ① 広域消防相互応援協定に基づく応援(消防組織法第39条)
 - ア 応援要請の手続きの概要
 - (ア) 応援は、被応援市町等の消防長からの要請に基づき、行うこととする。ただし、災害の規模等により被応援市町等の要請をまたずに応援出動した場合には、被応援市町等の要請があったものとみなす。
 - (イ) 応援要請に対しては、次の事項を連絡することとする。

原子力等防災計画

- 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な応急活動体制の確立
- 第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣
 - ・災害の発生場所及び概要
 - ・必要とする車両、人員及び資機材
 - 集結場所及び活動内容
 - その他必要事項

イ 応援隊の派遣

応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被応援市町等の消防 長に対してその旨を連絡することとする。

② 非常事態の場合の都道府県知事の指示(消防組織法第43条) 知事は、地震等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、災害防禦の措置に関し、必要な 指示をすることができることとする。

③ 消防庁長官への応援要請(消防組織法第44条)

知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動等を要請するこ ととする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を 求めることができるものとされている。

(2) 関係機関との連携

① 消防及び警察の相互協力(消防組織法第42条) 消防及び警察は、県民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力することとする。

② 消防及び自衛隊の相互協力 (大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定 (消防庁、 防衛省))

ア 連絡調整責任者

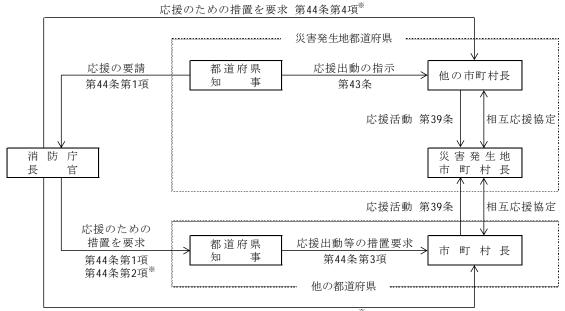
·消防側 : 県防災監、神戸市消防局長

· 自衛隊側:第3特科隊長

イ 情報交換内容

- 大規模災害の状況に係る情報
- ・救援活動の態勢に係る情報
- ・その他消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報

〇 広域消防応援体制



応援のための措置を要求 第44条第4項**

※ 大規模災害時において都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための 措置を求めることができる。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に応援出 動等の措置を求めることができる。

なお、関係都道府県知事に速やかにその旨を通知する。

緊急消防援助隊応援要請先(消防庁防災課広域応援室)

区分		平日 (8:30~18:15)	左記以外
NTT回線 電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線電話		90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

4 防災業務職員の被ばく防護・感染症対策

各関係機関は、「第3編第3章第9節 消火・救急救助活動の実施」に準じて、職員等の安全を確保しつつ、防災業務に従事させることとする。

また、感染症禍においては、職員等の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。

- (1) 知事等に対する応援要請
- (2) 他の市町長に対する応援要請
- (3) 応援協定に基づく応援要請
- (4) その他必要な事項

第5節 民間事業者等との連携

〔実施機関: 県危機管理部〕

第1 趣旨

県域の被害に対する災害応急対策の実施に当たり、民間事業者等との連携に関する事項について定める。

第2 内容

1 民間事業者等への要請

(1) (公社)兵庫県放射技師会への要請

県は、対象原子力災害が発生し、以下の業務が必要となった場合は「原子力災害時の放射線被ばくの防止 に関する協定」に基づき、(公社)兵庫県放射線技師会へ協力を要請することとする。

【協力を要請する業務】

- ① 住民等の汚染スクリーニング及び除染業務の指導並びに実施
- ② 放射線に関する専門的見地からの助言
- ③ 医療現場における患者及び医療従事者の放射線被ばくの防止に関する業務
- ④ その他住民等の放射線被ばくの防止に関する業務

(2) (公財)高輝度光科学研究センターへの要請

県は、対象原子力災害が発生し、以下の業務が必要となった場合は、「緊急時モニタリングの実施等における協力に関する協定」に基づき、(公財)高輝度光科学研究センターへ協力を要請することとする。

【協力を要請する業務】

- ① 対象原子力災害等が発生した場合の緊急時モニタリングの実施及びその評価
- ② 対象原子力災害等が発生した場合における専門的見地からの助言
- ③ 対象原子力災害等が発生後における環境影響モニタリングの実施及びその評価

(3) バス事業者への要請

県は、対象原子力災害が発生し、以下の業務が必要となった場合は「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」に基づき、(公社)兵庫県バス協会へ協力を要請することとする。

【協力を要請する業務】

- ① 被災者(滞留者を含む)の輸送業務
- ② 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- ③ その他バスによる支援業務

(4) その他の民間事業者等への要請

県は、対象原子力災害が発生した場合、必要に応じて、第2編第2章第1節「組織体制の整備」及び資料編に 記載の各民間事業者・団体等との協定に基づき、協力を要請することとする。

2 従事者の防護措置

県は、民間事業者への要請を行った場合、従事者が安全を確保し業務に従事できるよう、必要に応じ、国や専門機関等の協力を得て、線量管理や放射線防護のための資機材を確保するとともに、放射線防護に係る指標の設定について必要に応じ協議を行うこととする。

- (1) 実施責任
- (2) 民間事業者等への要請の方法
- (3) その他定めるべき事項

第6節 専門家への協力要請

〔実施機関: 県危機管理部〕

第1 趣旨

対象原子力災害等の発生時における専門家への協力要請について定める。

第2 内容

1 専門家の参集等

(1) 要請

県は、対象原子力災害等が発生し、必要があると認めるときは、あらかじめ把握している専門家に助言を 求めあるいは参集を要請することとする。

【専門家に助言を求める事項の例示】

- ・ 情報の収集・伝達(事故等の状況、事態の推移の見通しの把握)
- ・ 動員、組織の設置(対策を講ずるべき項目の選定)
- 緊急時モニタリング(緊急時モニタリング結果の評価)
- 各種相談(放射性物質又は放射線に係る相談への回答)
- ・ 避難対策 (予測線量の算出、避難対策の実施の是非)
- 原子力災害医療対策(放射線被ばく、放射能汚染に係る医療措置)
- 消火活動(職員の被ばく防護、消火手法)
- 飲料水等の摂取制限等(摂取制限等の実施の是非)
- ・ 放射性物質による汚染の除去 (事業者による除去及び除染作業の確認)
- ・ 環境放射線モニタリング (モニタリング結果の評価)
- 各種制限措置の解除(各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非)
- ・ 心身の健康相談(放射性物質又は放射線に係る相談への回答)

(2) 搬送

県は、参集可能な専門家のうち、遠方に居住する専門家について、県有ヘリコプターによる搬送など迅速 に参集できるよう措置することとする。

(3) 被災市町への派遣

県は、市町からの要請又は必要に応じ、専門家を派遣することとする。

(4) 経費の負担

専門家の派遣に要した経費は、県と派遣を受けた市町で協議の上、負担することとする。

- (1) 実施責任
- (2) 専門家の派遣要請の方法
- (3) その他定めるべき事項

原子力等防災計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な応急活動体制の確立 第6節 専門家への協力要請

第3章 円滑な応急活動の展開

第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施

〔実施機関:県総務部秘書広報室、県危機管理部、県福祉部、県産業労働部国際局、市町、その他関係機関〕

第1 趣旨

対象原子力災害等発生時に住民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

第2 内容

1 基本方針

(1) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報することとする。 各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられる。

① 災害状況と応急措置の状況

(事故等の発生場所、事故等の状況、放射性物質の放出状況、国、県や防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕等)

② 屋内退避の必要性の有無

(屋内退避の有効性を併せて周知)

- ③ 避難の必要性の有無、避難所の設置状況
- ④ 住民のとるべき措置

ア デマや風評に惑わされることなく、正確な情報を受けて冷静な行動をとること

イ 市町等から出される指示を待って行動すること

また、いたずらに混乱を招かぬよう、次に掲げる情報も積極的に広報することとする。

- (ア) 相談窓口の設置状況
- (イ) 電話・交通機関等の利用制約
- (ウ) 災害伝言ダイヤル (171) の活用

(2) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

- ① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
- ② 公共掲示板の活用
- ③ 市町防災行政無線(戸別受信機を含む)の活用
- ④ ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供
- ⑤ インターネット (ホームページ、フェイスブック、ツイッター等)、ファクシミリ、携帯電話(ひょうご防災ネット)等による広報
- ⑥ 県・市町提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化
- ⑦ 災害時臨時FM局の開局
- ⑧ 災害情報共有システム (Lアラート) の活用

2 県における広報

(1) 広報体制

① 災害広報責任者

防災監を災害広報責任者とし、情報の一元化を図ることとする。

原子力等防災計画

- 第3編 災害応急対策計画
- 第3章 円滑な応急活動の展開
- 第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施
- 第1款 災害広報の実施

② 広報班の設置

ア 災害対策本部事務局に広報班を置き、広報資料の作成等を統括することとする。

イ 県各部局の広報主任は、それぞれの部局に関する広報資料の作成等を行うこととする。

(2) 広報の実施

① 放送・報道機関との連携

ア 県は、災害情報や県の応急対策等について、そのつど速やかに「県政記者クラブ」を通じて報道機関 に発表するよう努めることとする。

記者発表は原則として、災害広報責任者が行い、定例化を図ることとする。

- イ 県は、災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を講ずることとする。
- ウ 県は、必要に応じ、兵庫県地域防災計画(地震災害対策計画)第3編第3章第11節第3款「災害放送 の要請」に定めるところにより、放送の要請を行うこととする。
- エ 県は、ラジオ関西との間に締結した「防災情報の提供と放送に関する覚書」に定めるところにより、 被災者が必要とする情報を同社の回線を利用して、災害対策センターからラジオで提供することとする。

② 住民に対する広報

ア 県は、県民や被災者に対し、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び県の対策などの周知徹底を 図ることとする。

イ 県は、大規模災害時、被災市町、ライフライン各社、関係機関等からの情報を収集し、報道機関に対して継続的に的確な情報の提供を行う「統合災害情報センター」(仮称)を災害対策本部内に設置することとする。

ウ 避難所等への情報提供

県は、市町と協力し、伝達手段の確保を図り、避難所等に対する情報提供ルートの確立して、必要な情報を提供することとする。

- ・伝達手段 掲示板、広報資料、広報誌(紙)、電話、ファクシミリ、パソコン通信等
- ・情報提供ルート ... 避難所巡回員等
- エ 障害者・高齢者等に対する情報提供

県は、市町と協力し、障害者・高齢者等要配慮者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を 図り、必要な情報を提供することとする。

- ・ 伝達手段 広報資料、広報誌(紙)、文字放送、ファクシミリ(音声応答)、インターネット、携帯電話のメール、防災行政無線、広報車等
- ・ 情報提供ルート ... 市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等

オ 外国人県民に対する情報提供

県は、「ひょうごE (エマージェンシー) ネット」を活用し、12言語(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語等)で災害情報・避難情報等の外国人県民に発信することとする。

また、外国人県民に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図るとともに、可能な限り広報資料の外国語訳を行い、情報を提供することとする。

- ・ 伝達手段 広報誌(紙)、電話、ファクシミリ、インターネット 等
- ・ 情報提供ルート ... 市町、外国人団体、ボランティア団体、外国人県民相談窓口との連携等さらに、FM802 (FM CO・CO・LO) 等を通じた外国語放送による情報提供に努めることとする。

3 市町における広報

市町は、県に準じて災害広報を行うこととする。

原子力等防災計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施

4 防災関係機関における広報

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ各機関において定めるところにより広報を実施することとする。
- (2) 報道機関は、災害の状況に応じ、有効適切な災害関連番組を機動的に編成し、混乱の防止や人心の安定と 災害の復旧に資するとともに、災害に関する官公庁その他関係機関の通報事項に関しては、的確かつ臨機の 措置を講じて関係地域一般に周知徹底するよう努めることとする。

- (1) 広報資料の収集方法
- (2) 住民に対する広報の方法
- (3) その他必要な事項

原子力等防災計画 第3編 災害応急対策計画 第3 章 円滑な応急活動の展開 第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第2 数 各種相談の実施

第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第2款 各種相談の実施

[実施機関: 県総務部、県危機管理部、県保健医療部、市町]

第1 趣旨

被災者又は関係者からの各種相談等に応ずるための相談活動について定める。

第2 内容

1 県の相談活動

(1) 災害関連相談体制

県は、対象原子力災害等に関する多様な相談に対応するため、通常の県民相談窓口に加えて、災害関連総合相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと、効果的な情報提供、相談業務等を行うこととする。 また、放射性物質及び放射線の影響が五感に感じられないなどの対象原子力災害等の特殊性を勘案し、放射性物質による被ばく・汚染に関する県民の不安等に応えるため、専門相談窓口を設置することとする。

(2) 関係機関との連携

- ① 県は、県民からの相談等で、十分な情報がないものについては、関係機関と連絡をとり、情報を収集し提供に努めることとする。
- ② 県は、総合相談窓口と各種災害関連専門相談窓口との連携を十分図り、県民からの相談に対応することとする。

(3) 相談内容の記録、整理分類、関係機関への報告

県は、県民からの相談内容を記録、整理分類の上、必要により関係機関に報告し、対応を求めることとする。

2 市町の相談活動

市町は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。

- (1) 被災者相談窓口の実施
- (2) その他必要な事項

第2節 モニタリング活動の実施

[実施機関:海上保安本部、県危機管理部、県保健医療部、県農林水産部、県環境部、県企業庁、水道事業者、 水道用水供給事業者、市町]

第1 趣旨

原子力災害発生時の放射性物質のモニタリング活動について定める。

第2 内容

1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

(1) 県内への影響調査

県及び市町は、国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国 と連携し県内への影響を調査することとする。

原子力規制委員会 放射線モニタリング情報 https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/

(2) 環境放射線のモニタリングの強化

県は、国の指示に基づき、測定頻度の増加や監視の強化を行い(環境放射線のモニタリングの強化)、その調査結果を速やかに公表することとする。また、国、立地県及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時モニタリングの結果を収集することとする。

県は、モニタリングポストの測定データに高い値が見受けられた場合には、国や専門機関と連携してモニタリングカーなどの可搬型測定機器、県や各消防本部が所有する放射線測定器(サーベイメータ)等を活用して、環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど、監視体制を強化する。

県は、調査結果について、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供することとする。

(3) 複合災害等への対応

災害等により、国のホームページによる公表がされない場合は、県は、緊急時モニタリングセンターへ情報提供を求めることとする。また、県は、県内のモニタリングポストの測定結果をとりまとめ、独自に公表するとともに、必要な防護措置をとるための資料とすることとする。

2 大気中放射性物質の拡散予測の活用について

県は、モニタリング情報のほか、必要に応じて国や専門機関から大気中放射性物質の拡散予測の情報を取得し、活用を図ることとする。

活用方法については、国や原子力発電所立地県等関係自治体における検討結果を踏まえることとする。

3 海上における環境放射線モニタリングへの支援

第八管区海上保安本部は、海上におけるモニタリングに関し、県からの要請があった場合は、巡視船艇等を 出動させ、現地に動員された国、県、市町村等のモニタリング要員、機材を搭載し、必要な支援を行うものと する。

4 飲料水・食品等の放射性物質濃度の測定

県は、国からの指示等により、水道水、流通食品、農林水産物等の放射性物質の濃度測定を実施し、結果を 公表することとする。

市町及び水道事業者等は、国からの指示等により、放射性物質の濃度測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力することとする。

原子力等防災計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第2節 モニタリング活動の実施

- (1) 実施責任
- (2) 空間放射線量率の把握
- (3) 飲料水・食品等の放射性物質濃度測定の実施
- (4) その他必要な事項

第3節 屋内退避等の実施

[実施機関: 県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県病院局、県教育委員会、県警察本部、自衛隊、市町、 消防機関、指定公共機関]

第1 趣旨

原子力施設における事故等の発生時に兵庫県域で実施する屋内退避等の防護措置について定める。

なお、「放射性物質の輸送中の事故」、「放射性物質取扱施設における事故等」、「放射性物質の不法廃棄等」 における住民等の防護措置については、第9節「消火・救急救助活動の実施」、第10節「放射性物質の不法廃棄 等への対応」に定める。

第2 内容

1 屋内退避の準備

県及び市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、住民等に対し、屋内退避を 行う可能性がある旨の注意喚起を行うこととする。

2 屋内退避の実施

(1) 屋内退避の指示

県及び市町は、国から屋内退避の指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、第1節第1款「災害広報の実施」に記載の要領により、速やかに住民に対し広報を行うこととする。

(2) 屋内退避の際の注意事項

県及び市町は、屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知することとする。

- ① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ること。
- ② 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
- ③ 県や市からの指示があるまでは外出を控えること。
- ④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を 行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則 換気を行わないこと。
- ⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管 し、他の衣類と区別しておくこと。
- ⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
- ⑦ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。
- ⑧ 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散 して退避すること。

3 避難・一時移転の実施

市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OILの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。

また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。

さらに、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの 感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時 移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

【OILによる避難・一時移転の判断基準】

基準	防護措置	防護措置の内容
OIL1 (初期設定値:地上1mで計測した場 合の空間放射線量率が500 μ Sv/h)	避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地 点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。 数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施。
OIL2 (初期設定値:地上1mで計測した場 合の空間放射線量率20 μ Sv/h)	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して放射線量率は低い 地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被 ばくを低減するため、一定期間当該地域から離れるた め実施するもの。 1日内を目途に区域を特定し、一週間程度内に実施。

4 避難退域時検査の実施

県及び市町は、住民が避難・一時移転することとなった場合、汚染程度の把握、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、避難退域時検査の実施及び避難退域時検査の結果に応じた除染を行うこととする。

(1) 避難退域時検査場所の開設

県及び市町は、次の要件を満たす場所に避難退域時検査場所を開設することとする。

- ① 住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ② 検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
- ③ 検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
- ④ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

(2) 避難退域時検査場所の運営

県及び市町は、国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所の開設・運営を行うこととする。 避難退域時検査の開設・運営にあたっては、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)、(公財)高輝度光科学研究センター、(公社)兵庫県放射線 技師会の支援を得ることとする。

感染症流行下においては、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ住民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避ける。

(3) 避難退域時検査及び簡易除染の実施方法

県及び市町は、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(原子力規制庁)により、避難退域時検査及び簡易除染を実施することとする。

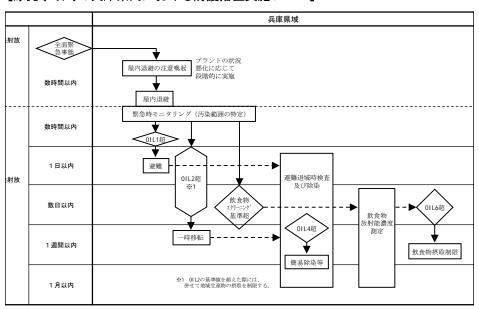
【避難退域時検査における除染基準】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の内容
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染か	β線:40,000cpm	避難又は一時移転の基準に基づ
	らの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線:13,000cpm 【1ヶ月後の値】	いて避難等した避難者等に避難 退域時検査を実施して、基準を 超える際は迅速に簡易除染等を 実施

5 避難所の開設・運営等

市町は、住民等に避難・一時退避を指示したときは、必要に応じて避難所の開設・運営を行うこととする。 避難所の開設・運営の方法、手順等については、兵庫県地域防災計画(地震災害対策計画)第3編第3章第 4節「避難対策の実施」3「避難所の開設・運営等」によることとする。

【原発事故時の兵庫県内における防護措置実施フロー】



6 広域一時滞在

(1) 県内における広域一時滞在

市町は、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災 状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議す ることとする。

協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供することとする。

県は、市町域を超える避難が必要と認められるときは、各市町の受け入れ能力(施設数、施設概要等)を 把握し、広域一時滞在の調整を行うこととする。

(2) 県外への広域一時滞在

市町は、他の都道府県への広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることとする。

県は、他の都道府県への広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災 状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県 の調整を求めることとする。

7 市町で定めるべき事項

- (1) 屋内退避、避難等の指示の方法(基準、伝達内容、伝達方法等)
- (2) 避難所の開設、運営体制
- (3) 避難状況等の報告
- (4) 避難の必要がなくなったときの公示
- (5) 学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順に関する留意事項
- (6) 防災関係機関への連絡
- (7) 広域避難が必要になった場合の県、隣接市町に対する協力要請等
- (8) その他必要な事項

第4節 要配慮者支援対策の実施

[実施機関: 県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部国際局、市町]

第1 趣旨

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する迅速、的確な対応について定める。

第2 内容

1 要配慮者支援対策班の設置

県は、災害対策本部が設置された場合、要配慮者支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うため に、関係課室の職員から構成される「要配慮者支援対策班」を災害対策本部に設置することとする。

また、市町においても要配慮者の避難支援等での対応を的確に行うため、福祉関係部局や防災関係部局などによる横断的な組織体制づくりに努めることとする。

2 情報提供

- (1) 県は、市町と協力し、高齢者・障害者等要配慮者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、 必要な情報を提供することとする。
 - ・ 情報伝達ルート・・・・市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
 - ・ 伝達手段・・・・・・・広報資料、広報誌(紙)、文字放送、ファクシミリ、インターネット、 携帯電話のメール、防災行政無線、広報車等(→「災害広報の実施」の項を参照)
- (2) 県・市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、必要に応じ、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等を派遣することとする。

3 救助・避難誘導

市町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて要配慮者の救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。(第3節「屋内退避等の実施」参照)

4 生活支援

(1) 避難所の確保

市町は、要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、多様な避難所の確保に努めることとする。

(2) 避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

市町は、避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。

② 食料、生活必需品の供給

市町は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮することとする。

③ 福祉サービスの提供

県、市町は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通 訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保 険サービスの利用が可能であることに留意することとする。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。

5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

- (1) 県、市町は、社会福祉施設の被害状況調査を行うこととする。
- (2) 県、市町は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

6 外国人県民・観光客への情報伝達等

(1) 相談体制の確立

県は、ひょうご多文化共生総合相談センターで外国人県民相談を行うこととする。 市町においても外国人県民相談窓口を開設するよう努めることとする。

(2) 災害情報の提供

県は、外国人県民・観光客へ災害情報を提供するため、在関西総領事館、旅館ホテル生活衛生共同組合等へ情報提供を行うともに、「ひょうごE(エマージェンシー)ネット」をはじめ、インターネット、FM放送、コミュニティFMなどメディアを通じて多言語で情報提供を行うこととする。

なお、相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアやNGO団体の協力も得ながら行うこととする。

- (1) 実施責任
- (2) 情報提供方法
- (3) 避難方法
- (4) 健康状態の把握とサービスの提供
- (5) 生活・すまい支援方法
- (6) 外国人県民等への情報提供
- (7) その他必要な事項

第5節 交通の確保対策の実施

[実施機関:近畿地方整備局、海上保安本部、県土木部、県公安委員会、県警察本部、市町]

第1 趣旨

対象原子力災害等発生時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

第2 内容

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 対象原子力災害等発生後、道路管理者及び県警察本部は緊密に連携し、それぞれ所管する道路又は地域について、被災状況等を把握し、通行の禁止又は制限に関する情報収集に努めることとする
- (2) 道路管理者及び県警察本部は、県、市町の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努めることとする。
- (3) 県警察本部は、現場周辺の警察官、関係機関等からの情報収集に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握することとする。

2 陸上交通の確保

(1) 道路管理者の対応

道路管理者は、対象原子力災害等の発生により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険、被害拡大を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

(2) 警察の対応

県警察本部は、優先的な避難路及び緊急交通路の確保、被害拡大防止を図るため、災害対策基本法又は道路交通法に基づく交通規制を実施することとする。

県警察本部は、交通の混乱防止と避難路及び緊急交通路を確保するため、関係機関と緊密に連携して、被 災地周辺を含めた広域的な交通規制を実施することとする。

(3) 広報活動の実施

- ① 道路管理者及び県公安委員会は、避難車両や緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通 規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ広く県民に周知すること とする。
- ② 道路管理者及び県公安委員会は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、テレビ、ラジオ、CATV、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用するとともに、機動的に情報提供を行うため、サインカーの整備・活用を図ることとする。

3 海上交通の確保

- (1) 海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止することとする。
- (2) 海上保安本部は、事故の状況に応じて、通航船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講ずることとする。

- (1) 実施責任
- (2) 交通情報等の収集方法
- (3) 管理道路の交通確保の方法
- (4) 広報の方法
- (5) その他必要な事項

第6節 医療及び健康相談の実施

〔実施機関: 県危機管理部、県保健医療部、県病院局、医療機関〕

第1 趣旨

対象原子力等災害発生時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、住民等の心身の健康を確保する。

第2 内容

1 住民等を対象とする健康相談等の実施

県及び市町は、国や指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)等と連携し、避難所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談(原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握)を実施することとする。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染等に関する検査(放射線サーベイ検査)を実施することとする。

2 相談窓口の設置

県及び市町は、健康福祉事務所等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置することとする。 また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施することとする。

3 医療救護活動の実施

(1) 汚染状況の検査及び除染等

県及び市町は、必要に応じて、住民等を対象に、汚染状況の検査(原子力施設における事故等にあっては、 避難退域時検査)、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を 行うこととする。

(2) 専門医療機関への搬送

県及び市町は、(1)の簡易な除染で十分に除染できない場合には、患者を原子力災害拠点病院等へ搬送することとする。また、原子力災害拠点病院で対応できない場合は、原子力災害医療・総合支援センター(広島大学)へ搬送することとする。

(3) 原子力施設における事故等の場合の対応

県及び市町は、原子力施設における事故等の場合は、立地府県等の災害対策本部内に設置される原子力災害医療調整官の助言の下、上記(1)(2)の活動を行うこととする。

【原子力災害医療の体制】

原ナガ炎者医療の体制			
名称	役割	主な医療機関	
高度被ばく医	原子力災害時において高度専門的な被	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	
療支援センタ	ばく医療を行う機関であり、拠点病院	国立大学法人弘前大学	
-	では対応できない高度専門的な治療を	公立大学法人福島県立医科大学	
	必要とする傷病者や除染が困難で二次	国立大学法人福井大学	
	汚染等の可能性がある傷病者に対応す	国立大学法人広島大学	
	るとともに、拠点病院等に対し、必要	国立大学法人長崎大学	
	な診療支援や助言等が行える専門家の		
	派遣等を行う。		
基幹高度被ば	高度被ばく医療支援センターにおいて	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	
く医療支援セ	中心的・先導的な役割を担う機関であ		
ンター	り、同センターの役割に加え、特に重		
	篤な被ばくを伴う傷病者への診療等の		
	対応を行うとともに、これらの分野の		
	研究開発や人材育成を行う。		
原子力災害医	原子力災害時において原子力災害医療	国立大学法人弘前大学	
療・総合支援	派遣チームの派遣調整やその活動の支	公立大学法人福島県立医科大学	
センター	援を行う機関であり、自ら原子力災害	国立大学法人広島大学	
	医療派遣チームを編成するとともに、	国立大学法人長崎大学	
	平時から全国的な規模の関連医療機関		
	とのネットワークの構築を行う。		
原子力災害	原子力災害時に、汚染の有無にかかわ	(福井県内)福井県立病院外2カ所	
拠点病院	らず傷病者を受け入れ、適切な医療を	(滋賀県内)日本赤十字社長浜赤十字病院外2カ	
	提供する。また、被ばくや汚染を伴う	所	
	傷病者及びそれらの疑いのある者に対	(京都府内) 独立行政法人国立病院機構 京都医	
	しては適切な診療等を行う。	療センター外2カ所	
		(大阪府内)独立行政法人国立病院機構 大阪医	
		療センター	
		(鳥取県内) 鳥取県立中央病院外1カ所	
原子力災害医	原子力災害時において被ばく傷病者等	(福井県内)若狭高浜病院外14カ所	
療協力機関	に対する初期診療及び救急診療の提供	(滋賀県内)市立大津市民病院外13カ所	
	や、住民等の被ばくや汚染に対する検	(京都府内)市立福知山市民病院外28カ所	
	査への協力等を行う。	(大阪府内) 府立中河内救急救命センター外1カ所	
		(鳥取県内) 鳥取市立病院外13カ所	
原子力災害医	原子力災害拠点病院等に所属し、原子		
療派遣チーム	力災害が発生した立地道府県等内にお		
	いて救急医療等を行う。		

基幹高度被ばく医療支援センター (中心的・先導的役割)

○機能:

・高度専門的な教育研修

(対象:高度被ばく医療支援センター等に所属する

医療従事者、専門技術者等)

○機関:(国研)量子科学技術研究開発機構

高度被ばく医療支援センター

○機能:

- ・重篤な外部被ばく・内部被ばく傷病者等 の診療等の実施、長期的治療
- 医療機関連携体制の構築
- ・医療関係者に対する研修実施
- ・高度専門的研修の実施
- ・防災訓練への参加
- ・専門派遣チーム整備
- 〇機関:(国研)量子科学技術研究開発機構、弘前大、 福島医大、福井大、広島大、長崎大

原子力災害医療・総合支援センター

○機能:

- ・ 高線量被ばく傷病者の救急治療
- 医療機関連携体制の構築
- ・原子力災害医療派遣チーム整備
- ・派遣チームの派遣調整
- ・派遣チームを対象とした研修の実施
- ・防災訓練への参加
- ○機関:弘前大、福島医大、広島大、長崎大

※国が指定

支援

原子力災害拠点病院

○機能:

- ・被ばく傷病者等に対する専門医療の実施
- ・地域内の関係者に対する研修
- ・防災訓練への参加
- ・原子力災害医療派遣チーム整備
- ○機関:
 - ・地域の中核病院(例:大学病院等)

協力

※立地道府県等が指定

原子力災害医療協力機関

○機能:

- ・被ばく傷病者等に対する初期診療の実施
- ・立地道府県等が行う原子力災害対策への協力
- ○機能:
 - ・地域の関係機関等

※立地道府県等が登録

- (1) 実施責任
- (2) 健康相談の実施方法
- (3) 相談窓口の運営方法
- (4) その他必要な事項

第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

[実施機関: 県危機管理部、県保健医療部、県農林水産部、県企業庁、水道事業者、水道用水供給事業者、市町]

第1 趣旨

放射性物質により汚染された飲食物等の摂取制限、出荷制限について定める。

第2 内容

1 地域生産物の摂取制限等

県は、対象原子力災害等発生時において以下の基準を超える場合は、対象地域の地域生産物%の摂取制限を 実施することとする。

【地域生産物※の摂取制限の基準】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性	20 μ S V	1日内を目途に区域を
	物質の吸入、不注意な経口摂取による被	(地上1mで計測し	特定し、地域生産物の
	ばく影響を防止するため、地域生産物**	た場合の空間放射線	摂取を制限するととも
	の摂取を制限するとともに、住民等を1	量率)	に、1週間程度内に一時
	週間程度内に一時移転させるための基準		移転を実施

^{※「}地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間 以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

2 スクリーニング検査の実施

県は、国等が実施する緊急時モニタリングの結果、飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域が県内に存在することが判明したときは、国の指示・要請又は独自の判断により、スクリーニングの検査計画を策定し、検査行うこととする。

【スクリーニング検査の実施基準】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニ	OIL6による飲食物の	0. 5 <i>μ</i> Sv ⁄ h	数日内を目途に飲食物中
ング基準	摂取制限を判断する準備	(地上1mで計測した場合	の放射性核種濃度を測定
	として、飲食物中の放射	の空間放射線量率)	すべき区域を特定
	性核種濃度測定を実施す		
	べき地域を特定する際の		
	基準		

3 飲食物の出荷制限、摂取制限

- (1) 県は、国の指示等があったとき、及び県が実施した放射性核種濃度測定の結果が食品衛生法に基づく基準 値等を超え、地域的な広がりが確認された場合には、地域・品目を限定して飲食物の出荷制限を行うことと する。また、空間放射線量率等に基づき、以下のとおり飲食物の摂取制限を行うこととする。
 - ・空間放射線量率がOIL2を超える地域では、一時移転の措置を講ずるとともに、当該地域の地域生産物の摂取制限を行う。飲食物の放射性核種濃度の測定結果がOIL6の基準を超えた場合は、飲食物の摂取制限を行うこととする。

- ・空間放射線量率が飲食物に係るスクリーニング基準の値を超える地域では、飲食物中の放射性核種濃度の 測定を開始し、飲食物中の放射性核種濃度測定の結果がOIL6を超えた場合には、摂取制限を行うこと とする。
- (2) 県は、出荷制限、摂取制限を、県域で実施することを原則とするが、市町ごとの管理が可能である場合、管理状況等を考慮し、市町・地域ごとに細分して区域を設定することとする。
- (3) 県は、飲食物の出荷制限等が必要な場合は、市町に対してその旨要請するとともに、県民に対して広報することとする。

【飲食物の摂取制限の基準】

基準の種類	基準の概要		初期設定値		防護措置の概要
OIL6	経口摂取による被ば	核種	飲料水、牛	野菜類、穀類、肉、	1週間内を目途に飲
	く影響を防止するた		乳・乳製品	卵、魚、その他	食物中の放射性核種
	め、飲食物の摂取を	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2, 000Bq/kg	濃度の測定と分析を
	制限する際の基準	放射性セシウ	200Bq/kg	500Bq/kg	行い、基準を超える
		4			ものにつき摂取制限
		プルトニウム	1Bq/kg	10Bq/kg	を迅速に実施
		及び超ウラン			
		元素のアルフ			
		ア核種			
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

【食品衛生法による放射性物質の基準値】

食品群	放射性セシウムの基準値(ベクレル/kg)
飲料水	1 0
牛乳	5 0
乳児用食品	5 0
一般食品	1 0 0

※ OIL6は緊急時の防護措置のための基準である一方、食品衛生法に基づく基準値は、生涯の被ばくを考慮するなど平常時も含めて評価された値である。

4 飲料水の摂取制限

- (1) 県は、国の指示等があったとき、及び、県が実施した検査の結果等により、国が示す指標等を超えた場合、 飲料水の摂取制限を行うこととする。
- (2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行うこととする。

5 農林水産物の採取及び出荷制限

県、市町は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染 農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置行うこととする。

6 飲料水・食品等の供給

県は、飲料水・食品等の摂取制限等の措置を市町に指示したときは、兵庫県地域防災計画(地震等対策計画) 第3編第3章第6節第1款「食料の供給」及び第2款「応急給水の実施」に基づき、市町と協力して住民への 応急措置を講ずることとする。 原子力等防災計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- (1) 実施責任
- (2) 摂取制限等の指示の方法
- (3) その他必要な事項

第8節 県外からの避難者の受入れ

〔実施機関: 県危機管理部、市町〕

第1趣旨

関西広域連合の広域避難ガイドラインに基づく、福井県に立地する原子力施設の事故等における県外からの避難者の受入れについて定める。

第2 内容

1 広域避難に係る情報伝達と受入準備

(1) PAZ住民の受入れを行う場合

① 警戒事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から警戒事態発生の連絡を受けた場合、広域避難を受け入れる可能性のある市町に対し、速やかに連絡することとする。

市町は、県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等に広域 避難の受入可能性があることを連絡することとする。

② 施設敷地緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、広域避難を 受け入れる可能性のある市町に対し、速やかに連絡をすることとする。

市町は、県から施設緊急事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入に係る支援体制を整えることとする

市町は、避難元府県から県及び避難元市町を通じて避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始することとする。

③ 全面緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から全面緊急事態発生の連絡を受け、避難元府県から広域避難の受入要請があった場合、受入予定の市町に対し、受入要請を行うこととする。

市町は、避難受入の要請を受けた場合、速やかに市の関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営管理者等にその旨を連絡することとする。

(2) UPZ住民の受入れを行う場合

① 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生について連絡を受けた場合、広域避難を受け入れる可能性のある市町に対し、速やかに連絡をすることとする。

市町は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡することとする。

② 全面緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から全面緊急事態発生の連絡を受けた場合、広域避難を受け 入れる可能性のある市町に対し、速やかに連絡することとする。

市町は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入に係る支援体制を整えることとする。

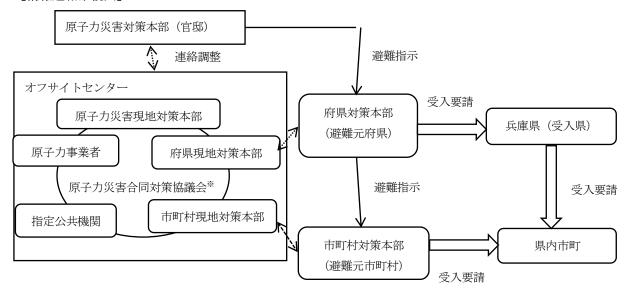
市町は、避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始することとする。

③ OILに基づく避難等が指示された後

県は、避難等が指示され広域避難の受入要請を受けた場合、受入予定の市町に対し、受入要請を行うこととする。

要請を受けた受入市町は、速やかに市の関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営管理者等にその旨を連絡することとする。

【情報連絡系統図】



※避難等の実施方針等について、関係者の情報共有、相互協力のための調整を行う場。

2 避難ができない場合

(1) 県内での調整

市町は、災害等やむを得ない理由で広域避難ガイドラインで定めた広域避難の受入が困難となった場合、 速やかに県に報告することとする。

県は、市町が計画通りの受入が困難な場合、県内の他の市町における受入を調整することとする。

(2) 県外での調整

県は、県内での受入の調整が困難であるときは、国及び避難元府県へ連絡するとともに、関西広域連合に対して県外の受入調整を要請することとする。

3 避難所の開設・運営

(1) 避難所等の開設

① 開設準備

市町は、県から避難所の開設準備を要請された場合、すみやかに避難所となる施設の管理者に対し、避難所の開設準備を行うよう指示することとする。

また、あらかじめ指定した運営責任者を避難所に派遣し、避難者の受入準備を行うこととする。(※) ※施設管理者と運営責任者が同一の場合は、施設管理者が受入準備を行う。

② 開設

市町は、県から避難所の開設を要請された場合、速やかに避難所の運営責任者に対し、避難所の開設を指示することとする。

③ 開設期間

避難所の開設期間は、被災地域が広域にわたる等の原子力災害の特性に配慮し、目安として2ヶ月を上限とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図ることとする。また、県は避難元府県の要請があった場合は、県内市町と連携し、二次避難先の確保に協力する。

(2) 避難所における受入れ

市町は、避難所における受入れにあたって、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成することとする。

【避難受入時の確認内容例】

住所(地区名)、氏名、避難所名、要配慮者かどうかの確認、家族の避難状況、避難退域時検査の有無 (UPZ圏住民のみ)*等

※ UPZ圏からの避難者の受入れを行う場合、避難所等において、国(避難元府県)が発行する通 過証等で、避難退域時検査を受けているかどうかの確認を行う。

PAZ圏住民は通過証等を携行していないため、避難予定者名簿に基づき、当該避難者がPAZ圏内住民かどうかを確認する。

(3) 避難所の運営

① 運営主体

市町は、避難所の開設当初、避難所の運営を主導して行うこととする。

市町は、避難者の受入れがおおむね完了し、避難元市町による避難所での運営体制が整った段階で、避難元市町と協議し、避難者の受入および避難所の運営に関する業務を避難元市町に引き継ぐこととする。 ただし、避難元市町と協力して、受入市町から直接避難者の自主運営に引き継ぐことがある。

② 運営体制

市町は、避難所の開設時には、他の自然災害と同様に職員派遣計画に基づき、避難所ごとに担当職員を配置し、人員が不足する場合は、県に応援職員を派遣するよう要請することとする。

県は、市町から応援職員の要請があった場合、他の市町に応援要員として職員の派遣を要請することとし、なお不足する場合は、関西広域連合に対し、職員の派遣を要請することとする。

③ 避難所運営に必要な物資の確保

市町は、避難元市町に避難所の運営を引き継ぐまでの間、県と連携して避難所運営に必要な物資を確保するほか、運営主体を引き継いだ後においては、避難元市町の求めに応じて、必要な物資の確保に協力することとする。

(4) 避難生活に支障をきたす可能性のある避難者への対応

市町は、病気・けが等により、避難所での生活に支障をきたすおそれのある避難者が発生した場合、医療機関等において応急的な診察・看護を受けられるよう調整を図ることとする。

市町は、社会福祉施設への入所が必要な避難者が発生した場合には、その受入先の確保について兵庫県を通じて避難元府県に調整を依頼する。

4 避難者の相談及び情報提供

(1) 相談窓口の設置

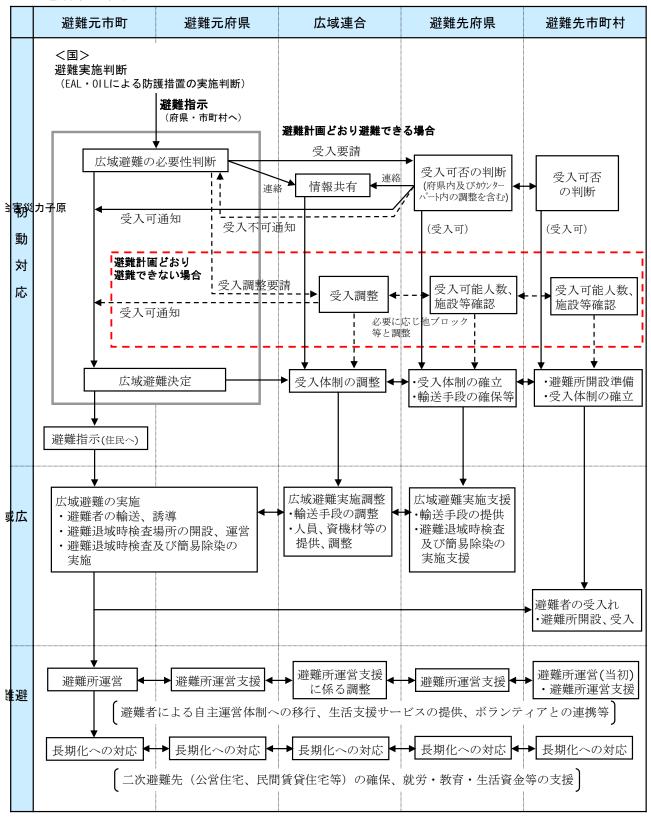
県及び市町は、避難者の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう避難元市町が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力することとする。

(2) 避難者への情報提供

県及び市町は、避難元府県・市町と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努めることとする。

- (1) 実施責任
- (2) 避難予定場所
- (3) 避難所の開設、運営方法
- (4) 避難者への情報提供の方法
- (5) その他必要な事項

<広域避難調整・実施フロー>



第9節 消火・救急救助活動の実施

〔実施機関:海上保安本部、県公安委員会、県警察本部、市町、消防本部〕

第1 趣旨

放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等への対応について定める。

第2 内容

1 通報受信時の措置

(1) 県警察の措置

放射性物質輸送車両の事故、放射性物質取扱施設における事故等を覚知したときは、通常の事故対応における情報収集活動に加え、事業者等に放射性物質の漏えい、放射線の放出並びにそのおそれの有無を確認することとする。

(2) 消防本部の措置

事業者等から火災や事故発生の通報があったときは、放射性物質の漏えい、放射線の放出並びにそのおそれの有無を確認することとする。状況が不明な場合は、消防隊、救助隊の出動に際し、放射線防護装備を携帯させるなど、放射性物質及び放射線の放出があるものとして対処することとする。

2 現場での対応

(1) 県警察の措置

現場の事業者から情報を入手し、隊員の安全を確保しつつ、事業者等と協力して現場周辺の立入禁止措置、 交通整理等を実施することとする。

(2) 消防本部の措置

① 現場活動前の状況確認

現場の事業者から放射性物質や放射線の状況、部隊到着までに事業者がとった措置の内容等の情報を入手するとともに、輸送中の事故については輸送車両(L型輸送物を除く)に義務づけられている携行書類(緊急時の連絡先や輸送している物質などについて記載)を確認したうえ、作戦を決定することとする。

② 進入統制ラインの設定

放射線危険区域及び準危険区域(後述)が設定されるまでの間、隊員の出入りを統制する区域を示す進入統制ラインを設定することとする。

目 的	設定の基準	留意点
放射線危険区域及	空間線量の測定値が、バックグラ	・空間線量率が上昇した場合は後退して設定
び準危険区域が設	ウンドレベル(平時の放射線量)	・警戒テープや標識で表示
定されるまでの間	と同程度であり、かつ、周囲の状	・除染区域等を設定することを考慮
の不要な被ばくと	況や関係者情報から現場指揮者が	〔区域設定後〕
汚染拡大防止	それ以上進入することが危険であ	・防護措置を行っている者のみ進入可
	ると判断した位置に設定	・汚染検査等を行った者のみ退出

③ 放射線量の確認

事業者に対し、放射線の測定状況、放射線危険区域の設定状況を確認し、必要に応じて消防本部でも放射線測定を実施することとする。

その際、放射線管理要員、測定員等の協力や測定器の借用など、事業者と積極的に連携することとする。 輸送中の事故については、B型輸送物や一部のA型輸送物には放射線測定器の携行が義務づけられている ため、これの活用も考慮することとする。

④ 被ばく管理の実施

放射線危険区域及び準危険区域で活動する隊員に個人線量計を携帯させ、放射線管理を実施することとする。

区 分	被ばく線量限度	個人警報線量計の警報設定値
通常の消防活動	1回の活動あたり10mSv以下	左記の値未満で設定
人命救助等の緊急時活動	1 0 0 mSv	30~50mSvの範囲で設定

⑤ 放射線危険区域等の設定

消防活動を行うため、対策を行う区域を設定することとする。

	目 的	設定の基準	留意点
消	・消防活動エリアの	・放射線のレベル、放射性物質の汚染に	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, ,, , ,,,,,
防	確保	関する事業者又は専門家の意見を考	となく、十分広い区域を設定
警	・住民等の立入制限	慮設定	・警戒テープや標識で表示
戒	・前進指揮所、現場	・進入統制ラインの外側に設定	・区域が事業所境界を越える場合、
区	指揮本部の設置	※輸送事故の場合は暫定的に輸送物か	市町と連携して周辺住民の迅速
域	・救護所、2次トリ	ら100mの範囲	な避難・退避を実施
	アージ場所の設		
	置		
準	・汚染検査所、除染	・関係者の情報を得て協議のうえ設定	・準危険区域外へ汚染を拡大させ
危	所、1次トリアー	・現場に関係者がいない場合、汚染範	ない
険	ジ場所の確保	囲を管理できる位置に設定	・除染の際は、汚染、負傷の程度
区		・除染区域はバックグラウンドレベル	等を勘案しトリアージを実施
域		と同程度	・汚染物は容器や袋に収納
			・区域設定後は、準危険区域の位
			置で進入統制を実施
放	・不要な被ばくと汚	・関係者の情報を得て協議のうえ設定	・後刻に範囲が拡大されないよう、
射	染拡大の防止	・関係者がいない場合、以下の条件を	汚染のおそれを考慮して広く設
線	来加入の例正		定
		考慮し設定	, C
危		① 0.1mSv/h以上の放射線が検出さ	・ロープ及び標識等により範囲を
険		れる区域	明示
区		② 火災等発生時に放射性物質の飛	・必要に応じ放射線防護服を着用
域		散が認められ又は予想される区域	・区域が事業所境界線を越える場
		③ 煙、流水等で汚染が認められ又	合、市町と連携して周辺住民等
		は予想される区域	の迅速な避難・退避を実施

⑥ 消火・救助活動の実施

被ばく線量をできる限り少なくするよう被ばく管理など安全管理を図りつつ、消火・救助活動を実施することとする。

消火にあたっては、放射性物質の飛散防止、汚染水による拡大防止に留意することとする。

⑦ 汚染検査・除染措置の実施

準危険区域内に除染区域(汚染検査所・除染所)を設置することとする。

業者が汚染検査、除染を実施できない場合は、消防隊員が汚染検査及び除染を実施することとする。 消防活動に従事した隊員については、被ばく状況の記録を行い、必要に応じて健康診断を実施すること とする。 傷病者については、汚染検査の前に医学的トリアージを実施することとする。

⑧ 救急活動

重傷者については、除染よりも救命処置を優先させ、必要最低限の汚染拡大防止措置を行って直ちに医療機関へ搬送することとする(汚染を伴う傷病者の搬送については、搬送先の医療機関の受け入れ体制が整っていることが必要となることから、搬送前に患者の被ばく状況を伝達して確認する必要がある。)。 必要に応じ、県に対してヘリコプターによる搬送を要請することとする(県内に被ばく治療可能な医療機関がないことに留意)。

(3) 海上保安本部の措置

海上保安本部は、輸送船舶について、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて海上保安職員等の安全確保を図りつつ、事業者、消防機関等関係機関と協力して、必要な措置を実施することとする。

3 応援の要請

消防本部は、放射性物質や放射線による事故であることが判明した場合には、遅滞なく県内応援、緊急消防援助隊の派遣を要請することとする。

4 県、市町の措置

県は、必要に応じて消防の県内応援、緊急消防援助隊、自衛隊の派遣を要請することとする。 県は、原子力規制庁に専門家の派遣等の技術的な支援を要請することとする。 市町は、状況に応じて住民避難の呼びかけ、避難所の開設等の措置を実施することとする。

5 その他

消火活動の詳細については、消防庁の「原子力施設等における消防活動対策マニュアル(平成26年3月)」、「スタート!RI119消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識」に基づき、各消防本部で定めることとする。

- (1) 実施責任
- (2) 住民避難の措置
- (3) その他必要な事項

第10節 放射性物質の不法廃棄等への対応

[実施機関: 県危機管理部、県農林水産部、県公安委員会、県警察本部、市町、消防本部]

第1 趣旨

放射性物質の不法廃棄等管理下にない放射性物質の発見、犯罪行為による放射性物質の飛散等への対応について定める。

第2 内容

1 管理下にない放射性物質の発見

県は、管理下にない放射性物質の存在を覚知したときは、原子力規制委員会に連絡し、対応を協議することとする。

警察、市町・消防本部は、放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとることとする。

なお、病院、大学、研究機関、工場等、放射性物質の取り扱いに関する許可を受け、あるいは届出を行っている機関において、管理区域外で放射性物質が発見されたときは、県は、当該機関に対して法令に基づく措置 (必要な防護措置の実施、除染、管理の徹底、原子力規制委員会への報告等)を行うよう、助言することとする。

【連絡先】

原子力規制委員会 原子力規制庁 総務課事故対処室

TEL 03-5114-2112 FAX 03-5114-2183

【確認・連絡するべき事項】

- ① 発見場所
- ② 連絡担当者の氏名/連絡先
- ③ 発見した物質の詳細(名称、状態、表示、形状、重量、寸法等)
- ④ 放射性物質の保管状況(住宅の有無など周囲の状況等)
- ⑤ 放射線量の値(測定器までの距離など測定条件、測定器等)
- ⑥ 放射性物質の所有経緯
- ⑦ 放射性同位元素等規制法や原子炉等規制法の許可等の有無
- ⑧ 他機関への連絡の有無

2 テロ等犯罪行為による放射性物質の飛散

放射性物質の故意のばらまき、爆発による飛散等、犯罪行為による放射能汚染が発生し、あるいは発生する おそれがあるときは、警察は、周囲を立入禁止にするなど、被害拡大防止を図ることとする。

消防本部は、「第3章第9節 消火・救助活動の実施」に準じて隊員の安全を確保しつつ、傷病者の救助、被害拡大防止措置を実施することとする。

- (1) 実施責任
- (2) 住民等からの通報時の措置
- (3) その他必要な事項

第4編 災害復旧計画

第1節 放射性物質による環境汚染への対処

〔実施機関: 県危機管理部、県環境部、市町〕

第1 趣旨

放射性物質による環境汚染への対処について定める。

第2 内容

1 放射性物質による汚染の除去への協力

県、市町は、事業者等が行う放射性物質による環境汚染の除去に対し、必要な協力を行うこととする。

2 市町地域防災計画に定めるべき事項

- (1) 事業者等の汚染除去活動への協力
- (2) その他必要な事項

[参考]

- 核燃料物質使用者は、核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに除去を行うこととされている。 (核燃料物質の使用等に関する規則第8条)
- 放射性同位元素事業者は、放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに除去を行うこととされている。(放射性同位元素等規制法施行規則第29条第1項第4号)

第2節 環境放射線のモニタリングの実施と結果の公 表

〔実施機関:県環境部〕

第1 趣旨

災害後に実施する環境放射線のモニタリングについて定める。

第2 内容

1 復旧に向けた環境放射線のモニタリングの実施

県は、事故収束後も環境放射線のモニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握することとする。

県は、放射線量が規制基準を下回り、上昇するおそれがないと認められるときは、国の指示等により平常 時における環境放射線のモニタリングに移行することとする。

2 結果の公表

県その他関係機関は、環境放射線のモニタリングの結果を速やかに公表することとする。

第3節 各種制限措置の解除

[実施機関:県産業労働部、県産業労働部国際局、県農林水産部]

第1 趣旨

対象原子力災害等によってなされた各種制限措置の解除について定める。

第2 内容

1 県の対応

県は、緊急時モニタリング調査の結果、専門家の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の制限措置の解除を関係機関に指示することとする。

2 市町の対応

市町は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の制限措置を解除することとする。

- (1) 制限措置解除の実施責任者
- (2) 制限措置の解除方法
- (3) その他必要な事項

第4節 風評被害等の影響の軽減

[実施機関:県産業労働部、県産業労働部国際局、県産業労働部観光局、県農林水産部]

第1 趣旨

対象原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するための対策について定める。

第2 内容

1 安全宣言の発表

県、市町その他関係機関は、対象原子力災害等によってなされた各種制限措置が全て解除されたときは、当該地域における安全が回復した旨を発表することとする。

2 安全に関するデータの収集

- (1) 県は、災害後の一定期間、強化した環境放射線モニタリングを継続し、地域の安全性を客観的に示すデータの収集に努めることとする。
- (2) 県は、県内産品の放射性物質検査を実施し、県内産品の安全性を客観的に示すデータの収集に努めることとする。

3 正確で分かりやすい情報の提供

県は、県内及び県内産品の安全性を、データに基づき分かりやすい形で公表することとする。

〔提供する情報の内容例〕

- ① 放射性物質の健康への影響に関する基礎的な情報
- ② 放射性物質の検査結果
- ③ 生産現場や流通過程における取り組み内容 等

〔情報提供手段の例〕

- ① メディアを通じた広報
- ② インターネット (ホームページ、SNS等) を通じた情報発信
- ③ 広報誌、チラシ等による情報発信
- ④ 県民、消費者団体、旅行業者等を対象とした説明会の実施
- ⑤ 観光客等来県者に対する情報提供による口コミ 等

4 被害を受けた産業に対する支援

県、市町は、風評による影響を受けた業界に対し、地元産品のPR、誘客キャンペーン、物産展等による支援を検討することとする。

- (1) 実施責任
- (2) 農林水産物や工業製品等の安全性の発信方法
- (3) 観光に関する安全性の発信方法
- (4) その他必要な事項

第5節 心身の健康相談体制の整備

[実施機関: 県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県教育委員会]

第1 趣旨

災害後の健康相談体制の整備について定める。

第2 内容

1 健康調査の実施

県、市町は、国や専門家の意見を聴いて、必要に応じて、応急対策にあたった職員、防護措置を講じた地域 の住民等を対象とする健康調査を実施することとする。

その際、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、こころのケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価の必要性を考慮することとする。

2 健康相談の実施

県、市町は、通常の健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じて国や専門機関の相談窓口を紹介することとする。

- (1) 実施責任
- (2) 心身の健康に関する相談窓口の設置
- (3) その他必要な事項

原子力等防災計画 第4編 災害復旧計画 第5節 心身の健康相談体制の整備

参考 用語の解説

原子力防災用語解説

行	用語	説明
あ行	安定ヨウ素剤	原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出 さないョウ素のこと。 事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に
		吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。
		安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故
		時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が 体外に排出されることになる。
		窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力
		災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害
		の状況、緊急時モニタリングの結果など、専門家の助言に基づいて、原
		則として原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が指示する。緊急時に
		は、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもあ
	オフサイトセンター	る。 緊急事態応急対策等拠点施設の通称。
	77741627	原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一
		堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点とな
		る施設。
か行	外部被ばく	放射線(アルファ線 、ベータ線 、ガンマ線 、中性子線)により人
		体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだ
		けに限られ、放射線源から当たらない範囲に離れればそれ以上の被ばく
		はなくなる。
	系心争悲心心 对束	原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態 宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言が
		あるまでの間において、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
		の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。具体的には、原子力緊
		急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難勧告・指示、放
		射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。
	緊急事態区分	緊急時に、原子力施設の状況に応じて定める区分。警戒事態、施設敷
		地緊急事態及び全面緊急事態に分けられる。
	空間放射線量率 	ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。平常時や緊急時モ
		ニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。ガンマ線による空 気吸収線量率または照射線量率はサーベイメータ、連続モニタ、可搬式
		モニタリングポスト等により測定される。
	 警戒事象	その時点では、住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のも
		のではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあ
		る事象。この事象が発生すると、警戒事態となる。
		警戒事態を判断するEAL(緊急時活動レベル)として、具体的な事
		象が定められている。 (別表参照)
	原子力災害医療	原子力災害による被ばく傷病者等に対する医療活動。
		具体的には、トリアージ、救急措置、避難退域時検査・指導、簡易除
		染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等における医療活動等を行う。

	原子力緊急事態	百乙力拡乳において拡乳内の周畳み車能に F M お供料機所では共和
	尿丁刀紊忌争態 	原子力施設において施設内の異常な事態により、放射性物質又は放射
		線が原子力災害対策特別措置法第15条に定められた異常な水準で施設外
		へ放出される状態、又はそのおそれのある事態。緊急事態区分の「全面
		緊急事態」に相当。内閣総理大臣は、原子力緊急事態の報告があったと
		きは、同法第15条第2項に基づき、直ちに「原子力緊急事態宣言」を行
		j.
	原子力災害合同対策協議 .	内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団
	会	体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共
		有化を図り、応急対策などを協議する組織。原子力災害現地対策本部、
		都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事
		業者等で構成される。
	現地事故対策連絡会議 	原子力施設で原災法第10条に規定された通報事象が発生した場合に、
		現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための
		連絡会議。原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備
		当局、原子力事業者などで構成される。原子力緊急事態宣言の発出後は、
		原子力災害現地対策本部に移行する。
	個人線量計	個人の外部被ばく線量を測定する計器。
さ行	サーベイメータ	放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とし
		た、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測
		定用がある。
	除染	身体や物体が放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを
		除去すること。身体の除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワー
		による除染などがある。避難退域時検査場所等において簡単に実施でき
		る脱衣や拭き取りなどの簡易な除染を「簡易除染」と言う。
	シーベルト (Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使わ
		れる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷
		重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓
		器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全
		身についての「実効線量」を示す単位となる。
	スクリーニング	放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。
た行	中性子線	原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子
		核(陽子)の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることが
		できる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線
		を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。
	特定事象	原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のあ
		る事象。原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる
		事象。この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。
		施設敷地緊急事態を判断するEAL(緊急時活動レベル)として、具
		体的な事象が定められている。 (別表参照)
な行	内部被ばく	経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質
		から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り
		続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身
		体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。
<u> </u>	<u> </u>	

は行	避難退域時検査	原子力災害時において、放射性物質放出後の避難等の際に、避難等を
10-11	延来这次时 仅且	される方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。
	ベクレル (B g)	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に
	(50)	1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、
		または量を表す。
	 放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物
		質を一般的に放射性物質という。
		放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電
		灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ
		(ワット数)」が放射能にあたる。
	 放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の
	323143	粒子 (アルファ線、ベータ線など) や高いエネルギーを持った電磁波 (ガ
		ンマ線)、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、
		陽子線、重粒子線などのこと。
ま行	モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の
0.11		濃度を測定・監視すること。平常時から行う環境放射線モニタリングと、
		災害時に行う緊急時モニタリングがある。
	モニタリングカー	原子炉施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃
		度を測定するための機材を搭載した車両。
	モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを
		考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定す
		る設備。モニタリングポストは、平常時の環境放射線モニタリングを兼
		ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測
		定も行われる。
英字	EAL (Emergency	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始
	Action Level : 緊急時	するための判断基準。深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質
	活動レベル)	の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価
		するもの。(別表参照)
	OIL (Operational	環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するため
	Intervention Level :	の防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射
	運用上の介入レベル)	性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。
	PAZ (Precautionary	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力
	Action Zone:予防的防護	災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故
	措置を準備する区域)	においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化
		するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準
		で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区
		域。原子力施設からおおむね半径5kmの区域。
	UPZ (Urgent	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力
	Protective action	災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響の
	Planning Zone: 緊急防護	リスクを低減するため、緊急防護措置を準備する区域。原子力施設から
	措置を準備する区域)	おおむね半径30kmの区域。

別表 緊急事態区分及びEAL

原子力施設ごとのEALは、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において設定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するEALの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は次のとおり。

1 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)【関西電力(株)美浜発電所3号機、関西電力(株)大飯発電所3,4号機、関西電力(株)高浜発電所1,

2,3,4号機】

EAL (緊急時活動レベル) 防護措置の概要 \overline{X} 分 ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信さ 体制構築や情報収 警 戒事 れ、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信され 集を行い、住民防 た原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉 護のための準備を 開始する。 制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若し くは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが 起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運 転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生する こと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補 助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給す る電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの 電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 (7) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を 及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との 通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失する おそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 部 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令 された場合。 ① オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場 合。 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生 した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあ ることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断 した場合。

区	EAL	(緊急時活動レベル)
---	-----	------------

防護措置の概要

分

施設敷地緊急事態

① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。

- ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。
- ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。
- ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。
- ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
- ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との 通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑩ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ② 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ③ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。
- ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

PAZ内の住民等の 避難準備、及び早 期に実施が必要な 住民避難等の防護 措置を行う。

EAL(緊急時活動レベル)

区分

面緊急事:

全

① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。

- ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。
- ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全て の非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにで きないこと。
- ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は 最高使用温度に達すること。
- ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上 継続すること。
- ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。
- ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口 温度を検知すること。
- ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
- ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該 貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。
- ⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
- ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。
- (3) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

防護措置の概要

2 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。)であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの 【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】

EAL(緊急時活動レベル)	防護措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。	体制構築や情報収
② 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通	集を行い、住民防
信のための設備の一部の機能が喪失すること。	護のための準備を
③ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するお	開始する。
それがあること。	
④ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
⑤ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表	
された場合。	
⑥ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生し	
た場合。	
⑦ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあ	
ることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断	
した場合。	
	 ① 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ② 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ③ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ④ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑤ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑥ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑦ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断

区	EAL(緊急時活動レベル)	防護措置の概要
分		
1/4	① 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持でき	PAZ内の住民等の
設	ていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	避難準備、及び早
施設敷地緊急事態	② 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との	期に実施が必要な
緊急	通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	住民避難等の防護
急事	③ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	措置を行う。
態	④ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断	
	基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合	
	(事業所外運搬に係る場合を除く。)。	
	⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあ	
	ること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそ	
	れがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防	
	護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

区	EAL(緊急時活動レベル)	防護措置の概要
分		
仝	① 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位	PAZ内の住民避難
畫	まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当	等の防護措置を行
緊急	該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	うとともに、UPZ及
全面緊急事態	② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣	び必要に応じてそ
忠	言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出さ	れ以遠の周辺地域
	れた場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。	において、放射性
	③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射	物質放出後の防護
	性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそ	措置実施に備えた
	れがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生するこ	準備を開始する。
	と。	放射性物質放出後
		は、計測される空
		間放射線量率など
		に基づく防護措置
		を実施する。

3 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の 基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。) 【日本原 子力発電(株)敦賀発電所2号機】

区	EAL	(緊急時活動レベル)	防護措置の概要
分			
敬	1	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時	体制構築や情報収
戒	間	り以上測定できないこと。	集を行い、住民防
警戒事態	2	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	護のための準備を
,	3	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発	開始する。
	表された場合。		
	4	オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生し	
	た	場合。	
	(5)	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあ	
	Z	ことを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部	
	Ō,	設置が必要と判断した場合。	

区	EAL (緊急時活動レベル)	防護措置の概要
分		
梅	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位	PAZ内の住民等の
設	まで低下すること。	避難準備、及び早
敷地	② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断	期に実施が必要な
緊急	基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場	住民避難等の防護
施設敷地緊急事態	合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。	措置を行う。
態	③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあ	
	ること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出される	
	おそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び	
	防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

区	EAL(緊急時活動レベル)	防護措置の概要
分		
仝	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	PAZ内の住民避難
直	② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣	等の防護措置を行
全面緊急事態	言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出さ	うとともに、UPZ及
事	れた場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。	び必要に応じてそ
悲	③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあ	れ以遠の周辺地域
	ること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、また	において、放射性
	は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある	物質放出後の防護
	事象が発生すること。	措置実施に備えた
		準備を開始する。
		放射性物質放出後
		は、計測される空
		間放射線量率など
		に基づく防護措置
		を実施する。

4 炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機、関西電力(株)美浜発電所1,2号機、関西電力(株)大飯発電所1,2号機】

区	EAL	(緊急時活動レベル)	防護措置の概要
分			
数	1	当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	体制構築や情報収
警戒事態	2	当該原子力事業所所在市町村沿岸において、大津波警報が発表された場合。	集を行い、住民防
爭能	3	オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生し	護のための準備を
,_,	た	場合。	開始する。
	4	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあ	
	る	ことを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部	
	T)	設置が必要と判断した場合。	

区	EAL(緊急時活動レベル)	防護措置の概要
分		
旃	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断	PAZ内の住民等の
設	基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場	避難準備、及び早
施設敷地緊急事態	合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。	期に実施が必要な
	② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のた	住民避難等の防護
	めの施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業	措置を行う。
態	所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急	
	事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事	
	象が発生すること。	

区	EAL(緊急時活動レベル)	防護措置の概要
分		
仝	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣	PAZ内の住民避難
重	言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出	等の防護措置を行
緊急	された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。	うとともに、UPZ及
全面緊急事態	② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のた	び必要に応じてそ
悲	めの施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業	れ以遠の周辺地域
	所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難ま	において、放射性
	たは屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	物質放出後の防護
		措置実施に備えた
		準備を開始する。
		放射性物質放出後
		は、計測される空
		間放射線量率など
		に基づく防護措置
		を実施する。